

平成22年第2回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第1日目)

平成22年6月22日(火曜日)

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第49号 訓子府町子育て支援センター設置及び管理条例の全部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第42号 平成22年度訓子府町一般会計補正予算(第1号)について
- 第6 議案第43号 平成22年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第7 議案第45号 平成22年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第8 議案第44号 平成22年度訓子府町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 第9 議案第46号 平成22年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第10 議案第47号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第48号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第13 議案第51号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第14 議案第52号 北海道市町村備荒資金組合理約の変更について
- 第15 議案第53号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第16 認定第1号 平成21年度網走支庁管内町村交通災害共済組一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 報告第4号 繰越明許費繰越計算書の提出について(平成21年度訓子府町一般会計予算)
- 第19 報告第5号 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について
- 第20 報告第6号 出納検査結果報告について
- 第17 一般質問

○出席議員（9名）

1番	佐藤静基君	2番	河端芳恵君
3番	山本朝英君	4番	川村進君
5番	小林一甫君	6番	橋本憲治君
7番	工藤弘喜君	8番	西山由美子君
9番	上原豊茂君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	伊田彰君
企画財政課長	山内啓伸君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	平塚晴康君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	八畝光邦君
農林商工課長	佐藤正好君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	林秀貴君
上下水道課長	竹村治実君
教育長	山田日出夫君
管理課長	上野敏夫君
社会教育課長	小野良次君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	飯田洋司君
監査委員	山田稔君
選挙管理委員長	田古久君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷勇君
議会事務局主任	小林央君

◎開会の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆様、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成22年第2回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

なお、谷本農業委員会会長から今定例会中、欠席する旨の報告がありました。

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それではご報告申し上げます。本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が12件であります。その他、認定が1件、報告が3件であります。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、5番、小林一甫君、7番、工藤弘喜君、8番、西山由美子君、9番、上原豊茂君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの3日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

○議長（橋本憲治君） 議員、説明員の皆様に申し上げます。事前に皆様にお知らせしてありまして、議会においてもクールビズの励行で、9月30日までの間、ノーネクタイまたは上着の着用は自由と進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

◎行政報告

○議長（橋本憲治君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま、お許しをいただきましたので本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第2回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼申し上げます。

本定例町議会に提案しています概要を申し述べましてご理解を賜りたいと存じます。

まず、各会計の補正予算案についてであります。一般会計につきましては、総額767万円の減額補正を提案させていただいております。

その主な内容は、総務費では、予算調整による財政調整基金への積立の増。

民生費では、子育て支援センターの一時預かりに対する支援団体への報償費の増と各拠出金の確定に伴う国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計繰出金の減額。

衛生費では、一般廃棄物収集運搬業務の見積合わせによる執行残の減額。

農林水産業費では、緊急雇用創出推進事業による臨時事務員賃金などの増。

国民健康保険特別会計につきましては、各拠出金などの確定により10万8,000円の追加補正。

老人保健特別会計につきましては、平成21年度老人保健医療費の確定に伴う医療費交付金等返還金436万7,000円の追加補正。

後期高齢者医療特別会計につきましては、出納整理期間に収納された平成21年度後期高齢者医療保険料など9万円の追加補正。

介護保険特別会計につきましては、平成21年度における剰余金の介護給付準備基金積立金及び保険給付費の確定による負担金の返還など569万2,000円の追加補正を提案させていただいております。

次に、条例改正についてであります。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正などに伴い「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「職員の育児休業等に関する条例」の条例改正。

子育て支援センターの施設使用料及び一時預かり料を定めるため「訓子府町子育て支援センター設置及び管理条例」の全部改正を含め合計4本の条例改正。

次に、支庁名等の変更により「北海道市町村職員退職手当組合」、「北海道市町村総合事務組合」、「北海道市町村備荒資金組合」及び「北海道町村議会議員公務災害補償等組合」の計4件の規約変更に伴う議会の議決を求める提案をさせていただいております。

次に、平成21年度をもって解散している網走支庁管内町村交通災害共済組合の地方自治法に基づく決算認定。

最後に報告といたしまして、平成21年度繰越明許費計算書の提出をさせていただいております。

以上、議案12本、認定1本、報告1本の詳細につきましては、各担当課長等から説明させていただきますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。本定例議会招集の

ご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、お手元に配布させていただきました行政報告を申し上げます。

宮崎県における牛・豚の口蹄疫感染拡大問題については、連日、新聞・テレビ等で大きく報道されているところではありますが、本町における感染防止対策等の現状等について、報告いたします。

口蹄疫に限らず家畜伝染病の感染予防策については、牧場や畜舎にウィルスを持ち込まない対策、いわゆる防疫対策や衛生対策を徹底することが基本といえます。

口蹄疫については、国をはじめ関係機関の努力により、何とか宮崎県内に封じ込められており、今のところ北海道には侵入していないといわれております。町営牧場においては、牧場利用者のご意見を参考に口蹄疫が終息するまでの間、管外からの入牧を見合わせたほか、5月21日の一斉入牧に合わせて、例年実施している消毒槽の設置や車両洗浄に加え、牧場入口道路に消石灰を散布したところでもあります。

口蹄疫侵入防止対策とは直接関係はありませんが、管外からの入牧、150頭を見合わせたことにより、約500万円の牧場使用料が入ってこないことになるため、酪農家の皆さんに1頭でも多くの入牧をお願いした結果、町営牧場の牛の入牧頭数は、6月21日現在で、昨年より132頭少ない652頭の実績となっております。

これから今月末にかけて、さらに入牧いただけると聞いておりますので、最終的には昨年より約70頭少ない700頭程度になるものと考えております。

この入牧頭数の減少は、牧場経営に影響をもたらすものであり、牧場使用料予算の減額も必要となりますが、これについては、12月以降の議会において、改めて補正をさせていただく考えでおります。

町営牧場については、このほか、関係者以外の場内の立ち入りを禁止したところではありますが、一般の畜産農家に対しては、畜舎入口道路等に散布する消石灰を配付したほか、消石灰の継続散布や畜舎等入口への消毒槽の設置、さらには関係者以外の畜舎等への立ち入り制限を行うよう、家畜自衛防疫だより等を通じ、要請してきたところでもあります。

北海道においては、5月21日に「北海道口蹄疫侵入防止対策本部」が設置され、道外からの口蹄疫の侵入防止対策や口蹄疫が侵入した場合の各関係機関の対応策等が示されておりますが、町としましてはこれに従い、道内に口蹄疫が発生した時点で、町の「口蹄疫侵入防止対策本部」を設置することとし、それまでの間は、1市2町のほか、網走家畜保健衛生所やきたみらい農協などの関係機関と連携しながら、訓子府町家畜自衛防疫組合を中心に、家畜農家に対する情報提供や必要な対策を講じる考えであります。

なお、これとは別に、1市2町の行政・農協・農業共済組合・家畜保健衛生所の事務担当者で構成する「北見地域家畜伝染病防疫畜産担当者会議」を設置し、情報の共有や1市2町の統一的な対応策等について協議を行っているほか、庁内的には、課長等で構成する「口蹄疫侵入防止対策庁内連絡会議」を設置し、イベント時の対応や消毒マット等の確保、さらには現場業務に際する畜舎周辺への車両乗入れの禁止などの対策について、協議・決定を行ってきたところでもあります。

道内各地でイベント開催の中止や市場視察の受け入れ辞退など地元経済等に深刻な影響が出るような動きも見受けられますが、本町としては、関係機関の助言をもとに不特定多数が集合する大きなイベントに際しては、消毒マットを設置するなど、最大限の対策を講

じてまいりたいと考えております。

一日も早い口蹄疫の終息を願い、また、宮崎県において感染被害に遭われた畜産農家の皆さんの営農が一日も早く再開できることを祈念し、口蹄疫侵入防止対策等についての報告とさせていただきます。

○議長(橋本憲治君) ただいまの行政報告に対しまして、若干の時間、質疑することを許します。質疑は1人2回に制限いたします。

ご質疑ございませんか。

1番、佐藤静基君。

○1番(佐藤静基君) 1番、佐藤です。この口蹄疫侵入に対する町の対策として、石灰等の費用をかけて対応しているようですが、この経費については、どのような見通しになっているのか伺いたいと思います。

○議長(橋本憲治君) 農林商工課長。

○農林商工課長(佐藤正好君) ただいま、町が対応しております口蹄疫の対策として、消石灰の散布に係る費用負担関係のお尋ねいただきました。

今回、町で行っておりますのは、消石灰散布。これは口蹄疫に限らず畜産農家が他の家畜伝染病の菌、ウィルスを畜舎内に持ち込ませないための対策としては、基本となる部分なのですが、この動機付けとして、一畜産農家に1袋20kgの消石灰を1袋ずつ配付したことで、金額的には1袋約700円ぐらいのものを54袋配付しましたので、金額的には4万円前後とご理解いただきたいと思います。

このほか、北見地区農業振興連絡協議会等を通じまして、今、協議をしている最中ですが、今後、農振協を経由しての消石灰の配付、今、想定されているのは、町分としては、各畜産農家に4袋ずつを配付する。農協は、これとは別にまた5袋ずつ配付するような動きも今現在出ております。これとは別に農協単独で配付する分もあるように聞いておりますので、これからさらに金額的には増えてくるものと予想してございます。

以上でございます。

○議長(橋本憲治君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、以上をもって、行政報告を終了いたします。

◎議案第49号、議案第42号、議案第43号、議案第45号

○議長(橋本憲治君) この際、日程第4、議案第49号、日程第5、議案第42号、日程第6、議案第43号、日程第7、議案第45号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第49号から順次説明願います。

子育て支援センター事務長。

○子育て支援センター事務長(菅野 宏君) 議案書30ページをお開き願います。

議案第49号 訓子府町子育て支援センター設置及び管理条例の全部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町子育て支援センター設置及び管理条例(平成22年条例第12号)の全部を改

正する条例を次のように制定しようとするものであります。

記以下につきまして、31ページをご覧くださいと思います。

訓子府町子育て支援センター設置及び管理条例。

訓子府町子育て支援センター設置及び管理条例（平成22年条例第12号）の全部を改正する。

はじめに、第4条（事業）です。

この規定は、現行条例と同様に5つの機能をもった事業をあげています。

次に、第6条（施設使用料）です。

第1項で別表1に使用料を定め、前納すべきことを規定していますが、33ページの別表1をご覧くださいと思います。

ここで、相談ルームからプレールームの各ルームごとに1時間当たりの使用料を定めています。単価につきましては、公民館など類似の施設を参考に決めさせていただいております。備考では、電灯等以外に使う電気料と暖房料の加算を定めてございます。

また、目的外使用の使用料等は2倍、営利目的利用は町内6倍、町外10倍の規定を設け、その基礎単価を定める必要からも使用料等の基礎単価は定めなければならないものがあります。

次に、第2項では、使用料の減免の規定を規則に委任してございます。

一時預かり以外の事業は、実質無料になるものでございますが、使用料を規定する理由につきましては、類似の条例も同様でございますが、原則的には有料と定めて、実際は規則で減免措置をする作り込みになってございます。

現在想定している減免に係る規則の範囲につきましては、簡単に申し上げますと「町や教育委員会など各行政委員会主催・共催の事業、設置目的にそって、使用する親や高校生以下の利用者、関係団体等は、一時預かりを除く4つの事業は全額減免となります。

第7条（施設使用料の還付）では、原則還付はしませんが、やむを得ない各号の理由があるときは全部又は一部の還付ができるものとします。

第8条（子育て一時預かりの許可）の規則委任につきましては、一時預かりを利用する場合は、原則として利用する日の3日前までに町長に申請書を提出し許可を受け、ただし、特別の事情により提出期日を指定できる規定になります。

例えば、急用、急病などの申請や変更等が考えられます。

続いて、第9条（一時預かり料）についてです。

今回の改正の中心的規定になると思います。

第1項で33ページの下段、別表2に「一時預かり料」を定めてございます。その別表2では「個人託児」は1時間当たり500円を、「集団託児」はその従事者人数に1時間当たり500円を乗じた額としてございます。

集団託児とは、団体等からの複数の子どもを同時に一時預かりする申請があったものを行います。預かりの形態や効率性からこのような規定としています。

第2項に規定する一時預かり料の減免は、1人目の託児は減免対象ではありませんが、兄弟姉妹の2人目以降は2分の1の減免をするものでございます。

例えば、兄弟姉妹の3人で1時間の一時預かりをする場合は、お子さん1人目は、減免なしの500円、2人目以降は2分の1減免の250円が2人となりますので、3人合計

で1時間1,000円の一時預かり料となるものでございます。

ここで、一時預かり料とその他の使用料の減免の違いに触れておきたいと思えます。

ご理解いただいたと思えますが、実質的に一時預かりは有料、その他は減免により無料でございます。一時預かり料は、兄弟姉妹の2人目以降が2分の1になります。

この無料・有料の違いは、その他の事業サービスが、子育ての根幹に関わる基本的・中心的サービスであることとございます。

一方、一時預かり事業は、保護者の個人的な都合による単発的・短時間の預かりであり、利用形態の公平性からも区別しなければならないこととございます。

ただし、第2項は、一時預かりの減免を例外的に定めるもので、規則委任しますが、生活保護世帯などが対象になると考えてございます。

第11条（原状回復の義務）についてですが、原状の回復とは必ずしも各施設・設備等の物理的な回復だけを意味してはございません。

取り消されたり、使用停止の時は、すみやかに施設等を明渡し退去してもらうことが原状回復になります。

使用許可が取り消されたが勝手に使用を続けたり、居座ったりすることは他の方々の利用を妨害し、さまざまな損害が発生いたしますので、使用者が原状回復の義務を果さない時は、使用料などの減免の取り消しを含む費用の負担を求めることとございます。

次に、第12条（損害賠償）についてでございます。

使用者が故意又は重大な過失により施設や物件を壊したり、失った場合は、賠償しなければなりません

センターの目的から幼児などの子どもが利用することが多く、無意識のうちに施設等を壊したり、失すことが考えられますが、善悪の判断のできる者が、故意又は重大な過失によって起こした案件のみの責任を問うこととございます。

第13条（過料）についての規定でございます。第1項では、不正行為により使用料等を免れた者には、免れた額の5倍の額（この額が5万円未満の場合は5万円）以下の過料を科します。

第2項では、無断使用などの不適切な使用や故意に施設等をき損、滅失するなどは1万円以下の過料とします。

今一度改めて、現行条例と比較しての改正の趣旨といたしましては、

1つ目としましては、一時預かりの直営の明確化で、安心・安定の支援サービスを目指してございます。

2つ目は、一時預かり料の額は現行と変わりませんが、町会計を通りますので、歳入で使用料の規定を設けてございます。

3つ目は、この条例は、類似施設の条例に形式を統一し、使用料の規定は設けていますが、一部を除き規則で減免いたします。

この3点が改正の趣旨となるものでございます。

最後に附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

少し長くなりましたが、議案第49号 訓子府町子育て支援センター設置及び管理条例の全部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきました。

3月定例会と今回の2度ご審議いただくこととなり、お手をわずらわせ大変申し訳

ございませんが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山内啓伸君） 議案第42号 平成22年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。議案書の1ページでございます。

今回の補正は第1条にありますように、767万円を減額し、歳入歳出それぞれ39億5,739万円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページにあります「第1表 歳入歳出予算補正」の表のとおりであります。これについては、ご覧をいただくこととし、3ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

それでは、3ページの歳入歳出予算補正事項別明細書の歳入について、説明を申し上げます。

まず、12款、1項、2目、民生使用料の1節、児童福祉使用料で、子育て支援センター一時預かり料として、7万5,000円の計上につきましては、この7月に開設する子育て支援センターで行う一時預かりに係る料金であり、ただいま条例改正で説明がありましたとおり1時間当たり500円を1回当たり3時間として、50件の利用を見込んでの計上で、歳出で同額を託児報償として補正しております。

次に、14款、2項、5目、商工費道補助金の1節、商工費補助金にあります緊急雇用創出推進事業補助金126万円の追加につきましては、農業基盤整備計画資料整備に係る人件費が補助対象となったことによるもので、これについては、次のページの一番下をご覧いただきたいのですが、共済費、賃金で合わせて49万4,000円追加計上してございますが、これは当初予算で計上している76万8,000円との合計額126万2,000円の財源となるものでございます。

3ページに戻りまして、17款、1項、1目の財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整として、907万6,000円を減額するものであります。

2項、2目の後期高齢者医療特別会計繰入金6万9,000円の追加につきましては、制度周知等を町広報で掲載する経費見合いを一般会計に繰り入れするものであります。

次、19款、6項、4目の納付金にあります雇用保険料個人負担金2,000円につきましては、農林水産業費で補正計上しております臨時事務員にかかるものでございます。

続きまして、4ページの歳出について、説明いたします。

まず、2款、1項、1目の一般管理費の経費区分10、各種基金積立金の25節、財政調整基金積立金、475万7,000円の追加計上は、今回、補正予算の財源調整であり、ここで別にお配りしております「資料1」基金の表があると思いますが、これをご覧いただきたいと思っております。先ほど歳入で説明した基金繰入金の減額及び今回の積立金を追加したあとの年度末一般会計の基金保有額につきましては、この表の右下から5段目にあります20億8,520万5,000円の見込みでございます。

戻りますが、次に、3款、1項、1目の社会福祉総務費、経費区分2、国民健康保険特別会計繰出金の104万1,000円の減額については、概算で見込んでいた当初予算の各拠出金確定及び一般被保険者保険税還付金の増額補正に伴い、財源補てん分繰入額が減となるため、補正するものであります。

また、その下の2目、老人福祉費の経費区分13、後期高齢者医療特別会計繰入金、7万3,000円の減額については、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の収入により、一般会計繰入額が減となるための補正であります。

次に、2項、6目、子育て支援センター費の経費区分1、子育て支援センター運営事業につきましても、歳入で説明したとおり子育て支援団体メロンキッズに対して支出する託児報償7万5,000円の計上であります。

4款、2項、2目、塵芥処理費、経費区分1、塵芥処理事業の委託料の減額につきましては、本年度、2区分に分割している一般廃棄物の収集運搬業務に係る見積り合せの実施年にあたっており、見積り合せの結果、当初予算計上額である前年実績を下回ったことから、合わせまして1,189万2,000円を減額補正するものであります。

6款、1項、4目の畜産業費、経費区分2、畜産振興事業の1万円の追加については、今年度より北海道酪農振興町村長会議に加入することとしたことに伴う計上であり、その下の5目、農業基盤整備事業費、経費区分3、農業基盤整備一般経費として、共済費、15万8,000円、賃金33万6,000円の追加計上は、歳入で説明したとおり事務量の増による臨時事務員雇用が補助対象として、認められたことから、当初、126日間で雇用を予定してございましたが、126日を182日に変更することによる補正であります。

以上、総額767万円を減額する補正予算の内容について、説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（八鍬光邦君） 議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第43号 平成22年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、主には、平成22年度の拠出金及び納付金の額の確定に伴いまして、各種拠出金や納付金等の追加及び減額につきまして、補正をするものでございます。

まず、第1条にありますように10万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,420万8,000円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次の6ページにあります「第1表 歳入歳出予算補正」の表のとおりであります。これについては、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、7ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、7ページの事項別明細書の歳入について、説明させていただきます。

まず、4款、1項、1目の前期高齢者交付金につきましては、各保険者の前期高齢者の加入者数等に応じて財政調整するための交付金であります。平成22年度分の交付金の確定通知により、19万5,000円を追加するものであります。

次に、8款、繰入金、2項、1目の一般会計繰入金の4節、その他一般会計繰入金の104万1,000円の減額につきましては、平成22年度の国保会計財源補てん分として、当初見込んでおりました繰入金のうち、各拠出金等の確定等に伴いまして104万1,000円を減額するものであります。

次に、10款、諸収入、3項、6目の雑入につきましては、前々年度、平成20年度になります。その老人保健拠出金の精算に伴い還付金が生じたことから、95万4,000円を追加するものであります。

次に、8ページの歳出について、説明させていただきます。

まず、3款、後期高齢者支援金等、1項、1目の後期高齢者支援金拠出金の19節、負担金、補助及び交付金につきましては、平成22年度分拠出金の確定通知により、18万9,000円を追加するものであります。

また、2目の後期高齢者関係事務費拠出金の19節、負担金、補助及び交付金につきましても、平成22年度分拠出金の確定通知により、1,000円を減額するものであります。

次に、4款、1項、1目の前期高齢者納付金の19節、負担金、補助及び交付金の2万1,000円の減額。

それから、5款、1項、1目の老人保健医療費拠出金の19節、負担金、補助及び交付金の1,000円の減額及び2目の老人保健事務費拠出金の19節、負担金、補助及び交付金の1,000円の減額。

さらに、6款、1項、1目の介護納付金の19節、負担金、補助及び交付金の16万7,000円の減額につきましても、平成22年度分拠出金等の確定通知により、それぞれ減額するものであります。

次に、10款、諸支出金、1項、1目の一般被保険者保険税還付金につきましては、国民の資格遡及に伴う保険税還付によりまして、予算に不足が見込まれることから10万円を追加するものです。

また、4目の一般被保険者還付加算金につきましては、保険税還付にかかる加算金でありまして、1万円を見込んで追加するものであります。

以上、平成22年度国民健康保険特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案書の13ページをお開き願います。

議案第45号 平成22年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、後期高齢者医療制度周知のための広報に係る経費について、補助が受けられることになりましたことから、その関係経費と出納整理期間中に収納された平成21年度分の保険料につきまして、広域連合に納付するための補正をするものであります。

まず、第1条にありますように9万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,289万円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次の14ページにあります「第1表 歳入歳出予算補正」の表のとおりであります。これについては、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、15ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、15ページの事項別明細書の歳入について、説明させていただきます。

2款、広域連合補助金、1項、2目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、制度周知広報等経費にかかる交付金として、100%の補助が本年度においても

継続されることによりまして、新たに科目を新設するものですが、これについては、当初予算で計上しております、歳出の1款、総務費の1項、1目、一般管理費の11節、消耗品費の23万3,000円のうち、制度周知用パンフレットの購入費7万3,000円とありますが、この経費とそれから議案書の16ページの歳出の4款、諸支出金、2項、1目の一般会計繰出金の28節、繰出金、これは町広報誌に掲載する制度周知広報等経費として、一般会計に繰り出す6万9,000円に対し、交付されるもので、合わせて14万2,000円を計上するものです。

次に、15ページに戻っていただきまして、歳入の3款、繰入金、1項、2目、事務費繰入金の減額につきましては、今の交付金のところでご説明しました消耗品費の制度周知用パンフレット購入費につきまして、当初事務費繰入金として一般会計から繰り入れることとしておりましたが、広域連合からの交付金が充当されますので、7万3,000円を減額するものであります。

次に、4款、1項、1目の繰越金2万1,000円の追加につきましては、出納整理期間中に収納されました平成21年度分の保険料2万1,000円を前年度繰越金として、繰り越すものです。

次に、16ページの歳出について、説明させていただきます。

3款、1項、1目の後期高齢者医療広域連合納付金の19節、負担金、補助及び交付金につきましては、歳入の繰越金でも説明しました出納整理期間中に収納された平成21年度分の後期高齢者医療保険料について、広域連合に納付するもので、保険料等納付金として、2万1,000円を追加するものです。

次に、4款、諸支出金、2項、1目の一般会計繰出金の28節、繰出金につきましては、歳入の交付金のところでも説明しました制度周知広報等経費に対して、100%交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を充当するもので、一般会計で支出している町広報誌に制度周知のための記事を1ページずつ5回の掲載を予定しておりますが、この広報誌掲載関係経費分6万9,000円を一般会計に繰り出しするため追加するものです。

以上、平成22年度後期高齢者医療特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第49号、議案第42号、議案第43号、議案第45号の一括議題に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第44号、議案第46号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第8、議案第44号、日程第9、議案第46号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第44号から順次説明願います。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（八鍬光邦君） 議案書9ページをお開き願います。

議案第44号 平成22年度訓子府町老人保健特別会計補正予算（第1号）につい

て、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、平成21年度の老人保健医療費及び医療機関からの返納金等の額の確定に伴いまして、既に交付を受けております医療費交付金等に返還金が生じたので、その関係経費の補正をするものであります。

まず、第1条にありますように436万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ486万7,000円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次の10ページにあります「第1表 歳入歳出予算補正」の表のとおりであります。これについては、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、11ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、11ページの事項別明細書の歳入について、説明させていただきます。

5款、1項、1目の繰越金ですが、これは平成21年度の老人保健医療費及び医療機関からの返納金等の額の確定に伴いまして、社会保険診療報酬支払基金からの医療費交付金、それから国や道からの医療費負担金に返還金が生じたことから、この返還金の合計額436万7,000円を前年度繰越金として追加し、歳出の返還金に充てるものであります。

次に、12ページの歳出について、説明させていただきます。

2款、諸支出金、2項、1目の償還金の23節、償還金、利子及び割引料につきましては、歳入で説明しましたとおり、医療費交付金等返還金として、歳入と同額の436万7,000円を追加するものであります。

返還金の内訳について、千円単位で申し上げますが、まず、社会保険診療報酬支払基金への医療費交付金の返還金額は、約312万1,000円。

国への医療費国庫負担金の返還金額は、約90万9,000円。

北海道への医療費道負担金の返還金額は、約33万7,000円。

これらを合わせた返還金の合計額は、436万7,472円となるものであります。

以上、平成22年度老人保健特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 議案書の17ページをお開き願います。

議案第46号 平成22年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案説明をさせていただきます。

まず、第1条で、歳入歳出それぞれ569万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億7,999万2,000円とするものであります。

次に、18ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧をいただきたいと思いますが、その内容につきましては、19ページ以下の事項別明細書によって説明をさせていただきます。

まず、19ページの歳入でございます。

第8款、第1項、第1目、繰越金につきましては、前年度の繰越金であります。このうち、支払基金交付金繰越金159万3,000円は、平成21年度介護給付費等に要する費用に充てる支払基金交付金として、交付されたもので、事業費の確定により支払基金へ

の返還金として、繰り越しするものであります。

同じく、その他の繰越金は、平成21年度の国、道からの介護給付費負担金で、事業費の確定により国、道への返還金と21年度における剰余金を介護給付費準備基金に積み立てるため、合わせて409万9,000円を繰り越しするものであります。

次に、歳出について、説明をさせていただきます。20ページでございます。

第4款、第1項、基金積立金、第1目の介護給付費準備基金積立金102万7,000円につきましては、21年度における剰余金を基金に積み立てるものであります。

この結果、平成22年度末の介護給付費準備基金残高は、3,871万2,000円となる見込みであります。

第6款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第2目、償還金につきましては、平成21年度の保険給付費等の確定により、国庫負担金、道負担金、支払基金交付金に返還金が生じ、466万5,000円を追加計上するものであります。

以上、平成22年度介護保険特別会計の補正予算について、その提案理由の説明をさせていただきますましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第44号、議案第46号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

ここで、午前10時30分まで休憩をいたしたいと思えます。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時30分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第47号、議案第48号

○議長（橋本憲治君） この際、日程第10、議案第47号、日程第11、議案第48号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第47号から順次説明願います。

総務課長。

○総務課長（佐藤明美君） 議案書の21ページをお開き願いたいと思えます。

今回の条例改正は、仕事と家庭の両立支援策をさらに充実させるため「育児休業法」や「地方公務員の育児休業等に関する法律」など関係する法律の施行に伴い、町の関係条例を改正するもので、議案47号と48号は、関連する条例改正案ですので、2件続けて説明させていただきます。

今回の改正の主なものとして、育児休業等することができる職員に関すること、産後パパー育休の新設、育児休業を再度取れることの特別の事情の緩和、超過勤務の制限の新設などです。

それでは、最初に議案第47号の説明をいたします。

議案第47号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年条例第21号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

記以下が改正内容でございますが、22ページの新旧対照表のほうでご説明いたします。

この新旧対照表につきましては、右側が現行条文で、左側が改正案でございます。

また、条文の文言等で分かりにくい部分がありますので、条文毎の改正概要で説明させていただきます。

なお、改正部分につきましては、下線で示しておりますので、改正に関係して項や号は、それぞれ繰り上げや繰り下がりますが、この部分は新旧対照表でご理解いただきたいと思います。

それでは、第9条ですが、改正案の中段にあります第2項を加えるものでございまして、この第2項の内容は「3歳に満たない子のいる職員が養育のため」超過勤務免除の請求をした場合は、当該職員の業務を処理することが著しく困難な場合を除き超過勤務をさせてはならないという条文が今回新設されたものでございます。

次に、第2項が加わったことにより、現行の2項以下の項番号を順次繰り下げをしまして、改正案の第3項の下線の空白部分は、第2項の下線部分の一番最後のところの「次項について同じ」という部分で置き換わったものと理解してください。

次に、改正案の第4項及び第5項の下線部分は、前項までの条文がそれぞれ繰り下がったことにより整理するものでございます。

次に、21ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、法律の施行に合わせて平成22年6月30日から施行するものでございます。

次に、第2条の経過措置でございます。

今、ご説明しました第9条にある請求を施行日前に行うことができるよう、施行日を公布日としたものです。

続きまして、議案第48号の説明をいたしたいと思っております。議案書24ページをお開き下さい。

この条例改正につきましては、議案第47号と同じく法律の施行に伴い改正するものでございますので、同じく改正の意図とする概要で説明したいと思っております。

議案第48号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

記以下につきましては、26ページの新旧対照表のほうでご説明いたします。

まず、現行の第2条の（1）、（2）、（5）、（6）を削除し、（3）、（4）をそれぞれ（1）、（2）に改正するものです。これの意味するところは、右側にあります現行の（1）、（2）については、育児休業をできない職員の規定が育児休業法に直接明記されていることから本町条例も削除するものです。（5）、（6）は、この条文が削除されたことにより、配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業を取得することができることになったものです。

次に、この表の中段に第2条の2を加え、その内容は、育児休業の取得は、原則1回で、今まで配偶者の疾病などにより、養育に著しい支障が生じる等特別の事情がある場合

を除き、再び育児休業を取得することができなかつたものが、最初の育児休業を取得した場合を特別の事情がなくても再び育児休業を取得することができるようになるもので、この最初の育児休業の期間を子の出生から５７日以内に定めたものです。これを通称「産後パパ休暇」として新設されました。これは、女性の特別休暇である産後休暇と同じ日数となります。

続いて、第３条の（１）は、見出しの改正と条文の整理で内容的には変更ありません。

（４）は、夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初に育児休業をした後３ヶ月以上経過した場合に、再度の育児休業をすることができることとする改正でございます。

（５）は、子の出生から一定期間（５７日以内）に最初の育児休業（産後パパ休暇）を取得した職員は、特別な事情がない場合でも再度の育児休業が取得できるよう育児休業法が改正されたことに伴う字句の整理になります。

第５条につきましては、職員以外の子の親がその子を養育できることとなった場合でも、育児休業の取消事由にはならないという意味の改正です。

第９条につきましては、育児短時間勤務をする職員についての第２条のところでご説明した同様の改正です。

第１０条につきましては、第１２条の改正に伴う規定の整理と３条（４）と同様に短時間勤務の場合についても、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、最初に育児短時間勤務をした後、３月以上経過した場合、前回の育児短時間勤務終了から１年以内でも育児短時間勤務をすることができることを明記しております。

第１２条につきましては、（１）を削除することで、職員が育児短時間勤務により養育している時間に、職員以外の親が養育することになっても、短時間勤務の取消事由とはならないことを明記しております。

第１６条につきましては、職員の配偶者の就業の有無にかかわらず、部分休業をすることができる旨を改正するとともに、非常勤職員に関する規定の整理です。

次に、２５ページに戻っていただきまして、附則ですが、この条例は、平成２２年６月３０日から施行するものです。

なお、経過措置につきましては、今ご説明しました第１０条第５号にある申し出を施行日前行うことができるよう、施行日を公布日としたものです。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第４７号、議案第４８号の一括議題に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第５０号、議案第５１号、議案第５２号、議案第５３号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第１２、議案第５０号、日程第１３、議案第５１号、日程第１４、議案第５２号、日程第１５、議案第５３号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第５０号から順次説明願います。

総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） 議案第50号の提案理由の説明をさせていただきますので、34ページをお開きください。

議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

記以下の説明をさせていただきます。

今回の規約改正につきましては「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」の施行に伴うものでございまして、全道14支庁が9つの総合振興局と5つの振興局となったことと網走管内がオホーツク管内、桧山管内がヒノキの檜山管内になったことによる名称変更に伴う規約条文、別表の改正を行うものでございます。

また、後段では、幌加内町が空知管内から上川管内へ、幌延町が留萌管内から宗谷管内へ支庁所管区域が変わったこと。

また、石狩西部広域水道企業団、西天北五町衛生施設組合の所管区域変更による改正でございます。

次に、附則でございしますが、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第51号の提案理由の説明をさせていただきますので、35ページをお開きください。

議案第51号 北海道市町村総合事務組合の規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記以下の説明をさせていただきます。

本規約改正におきましても、議案第50号と同様に「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」の施行に伴う改正でございまして、説明を省略させていただきます。

次に、附則でございしますが、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第52号の提案理由の説明をさせていただきますので、36ページをお開きください。

議案第52号 北海道市町村備荒資金組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村備荒資金組合理約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

記以下の説明をさせていただきます。

本規約改正につきましても前2号の議案と同様に「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」の施行に伴うものでありまして、第6条の「各支庁」を「北海道総合振興局及び北海道振興局の」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行するものでございます。

続きまして、議案第53号の提案理由の説明をさせていただきますので、37ページをお開きください。

議案第53号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記以下の説明をさせていただきますが、本規約改正につきましても前3号の議案と同様に「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」の施行に伴う改正でありますのでご覧いただくこととし、説明を省略させていただきます。

次に、附則についてですが、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、議案第50号、第51号、第52号、第53号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎認定第1号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第16、認定第1号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

総務課業務監。

○総務課業務監（伊田 彰君） 議案書38ページをお開き下さい。

認定第1号 平成21年度網走支庁管内町村交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明をさせていただきます。

認定第1号 平成21年度網走支庁管内町村交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

平成21年度網走支庁管内町村交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項及び同法施行令第5条第3項並びに同法第292条の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものでございます。

網走支庁管内町村交通災害共済組合は、平成22年3月31日をもって解散したことから、同日を網走支庁管内町村交通災害共済組合の決算日とし、平成21年度網走支庁管内交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算に関する書類を調製した上で、構成する町村でそれぞれ監査委員の審査に付したところであります。

本町においては5月17日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「平成21年度 網走支庁管内町村交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算審査意見書」をいただいたところでございます。

このことを受け、地方自治法等の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

ここで、平成21年度網走支庁管内交通災害共済組合一般会計の決算の概要を説明申し

上げますので、別冊で配付しております「平成21年度網走支庁管内交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算書」の1ページ、2ページをご覧ください。

平成21年度網走支庁管内交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算書 歳入につきましては、負担金、諸収入、繰越金、財産収入、繰入金を合わせ4,342万9,727円であり、ご存じのように精算年であることから大部分は繰越金と繰入金で構成されています。

次に、2ページの歳出につきましては、議会費、総務費、事業費、管内町村公平委員会費、予備費を合わせ合計4,342万1,075円となり歳入、歳出差引残金8,652円につきましては、公平委員会会計に繰り越すこととなっています。

なお、決算時の財産につきましては、9ページで物品が記載されております。物品につきましては、管内町村会のほうに無償で譲渡する。

また、後段のほうに基金の部分がございまして、10ページで財政調整基金が掲載されていますが、交通災害共済組合の財政調整基金につきましては、決算時9,950万6,133円となりまして、決算後に解約し各市町村に財産処分金として配分しております。本町の配分額につきましては、おおよそ5%の499万1,796円となり、平成22年第1回定例会で補正予算として議決いただいているところでございます。

また、3ページから8ページまでの事項別明細書および平成21年度網走支庁管内町村交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算審査意見書につきましては、ご覧いただくこととし、説明は省略させていただきます。

以上が、平成21年度網走支庁管内交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、認定第1号に対する提案理由の説明が終わりました。

ここで、議事について、議会運営委員長並びに副議長と協議のため、午前11時まで暫時休憩をいたしたいと思っております。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時57分

○議長（橋本憲治君） 時間前でございますが、休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議事日程の変更

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長並びに副議長と協議の結果、これより日程の順序を変更し、日程第18、報告第4号、日程第19、報告第5号、日程第20、報告第6号を先に審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第18、報告第4号、日程第19、報告第5号、日程第20、報告第6号を先に審議することに決定いたしました。

◎報告第4号

○議長（橋本憲治君） 日程第18、報告第4号 繰越明許費繰越計算書の提出についてを議題といたします。

提出者からの報告を求めます。議案書39ページでございます。

企画財政課長。

○企画財政課長（山内啓伸君） 報告第4号について、説明いたします。議案書39ページをお開きください。

報告第4号 繰越明許費繰越計算書の提出について。

平成21年度訓子府町一般会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次のページの繰越計算書により、その内容を説明いたしますので、ご覧をいただきたいと思っております。

まず、繰り越した事業につきましては、3月の第1回定例町議会において、平成21年度訓子府町一般会計補正予算の繰越明許費として、ご決定をいただいた27件の事業となっております。それぞれ3月の定例町議会でご決定いただいた事業費を同額、翌年度に繰り越したものでございます。

なお、事業ごとの繰り越しの財源につきましては、表をご覧いただくことといたしまして、合計欄で説明させていただきますと平成21年度で収入済みの国庫補助金が2億3,821万6,000円。国庫支出金など合わせて、8,783万8,000円の特定財源を繰り越しており、一般財源としての繰り越しは、6,268万1,000円となっております。

以上をもちまして、報告第4号 繰越明許費繰越計算書の提出についての説明を終わらせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、本報告を終わります。

◎報告第5号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第19、報告第5号 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。議案書42ページでございます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。

報告第5号 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について。

教育委員会から活動状況に関する点検・評価報告について、次のとおり報告があった。

平成22年6月22日提出、訓子府町議会議長、橋本憲治。

平成21年度訓子府町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定に基づき、平成21年度訓子府町教育委員会の活動状況に関する点検・評価を次のとおり報告します。

記、別冊。

なお、別冊の点検・評価報告書であります。事前に議員並びに説明員の皆様に配付させていただいておりますので、後ほどご覧をいただくこととし、説明を省略させていただきます。

きます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、本報告を終わります。

◎報告第6号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第20、報告第6号 出納検査結果報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。議案書の43ページをお開き願います。

報告第6号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成22年6月22日提出、訓子府町議会議長、橋本憲治。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成22年4月12日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異常ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成22年4月12日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページ、44ページと45ページの表につきましては、説明を省略させていただきまして、46ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成22年5月12日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異常ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成22年5月12日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページ、47ページ、48ページ、49ページ、50ページにつきましては、先ほどと同様に説明を省略させていただきまして、51ページをお開き願います。

出納検査結果報告書

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成22年6月8日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異常ないものと認める。

訓子府議会議長 橋 本 憲 治 様

平成22年6月8日

訓子府町監査委員 山 田 稔

訓子府町監査委員 佐 藤 静 基

次のページ、52ページ、53ページ、54ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、本報告を終わります。

次に、一般質問になっておりますが、通告してありますとおり、午後1時よりになっておりますので、昼食には早いですが、暫時、ここで昼食のため休憩をいたしたいと思えます。

午後1時から行いますので、ご参集を願いたいと思えます。

休憩 午前11時06分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。休憩を解き会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君） 日程第17、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

1番、佐藤静基君。

○1番（佐藤静基君） 1番、佐藤静基。今年52回目の水道週間。今年のスローガンは「水道に 寄せる信頼 飲む安心」とありました。私はそれに加えて「備えあれば憂いなし」と続けたいのであります。今は、蛇口をひねれば、いつでも安全な水道が使える。私たちには、それが当たり前のこととなっておりますが、一方では、世界的な水不足は、ますます深刻な時代になると予測されております。当町は、昭和30年1月1日から簡易水道として、200戸、町民1,000人への給水事業が開始されて以来、今日まで多額の事業費と多難の事業を乗り越えて、町の無水地帯を解消し、現在、恵まれた水道水の生活を送っておりますが、今日改めてかつての良質な水を求めつづけた苦難の時代を思い、現在の水道事業について、将来とも安心して安定した水道水が、恒久的に確保されることを考えておくことも大切なことの1つと思っております。

そこで、本町の水道事業についてといたしまして、町の水道の現状と今後の維持管理や事業計画等について、お伺いいたします。

現在の本町の水道は、オロムシ川の湧水、ここで訂正をお願いしたいのですが、各地6カ所とありますが、現在、西富地区の常呂川沿いにある井戸が休止中ですので、オロムシ川を含む6カ所とお直しくください。これらを水源として、約95%の高い普及率となって

おります。比較的高い使用料金とはなっておりますが、町民には安全で良質な水道水を安定して供給されていると思っております。この状況を踏まえての質問となりますが、近年、大谷水源を除く井戸を源水とする水質の低下等による維持管理費の増額が目立つようになりました。

また、万が一、地震等の自然災害発生で地下の異変による各地の水源に影響が出ないのか気になるところでもございます。

さらに、老朽化が進んだ配管が原因とも思われる漏水も増加の傾向にあると思われまので、以下の件について、今後の取り組みや考え方等について、お伺いいたします。

1として、供給水の約80%を占めている大谷水源の湧水の経路は、どういうものか。

また、それは将来にわたり安定した湧水として出てくるものなのか。その状況と見通しについて、お伺いいたします。

さらに、万が一、水源等に不測の事態が生じた場合、代替水源の対応は、どのように想定されているのか伺いたいと思います。

2として、大谷水源以外の特に5カ所の井戸水の源水には、将来、水量、水質等に問題はないのか。その見通しを伺いたいと思います。

また、維持管理や経費等から、将来に向けて、1カ所の水源にまとめる等の必要性の考えはないのかお伺いいたします。

3として、平成21年度の有水率が74%と前年対比約10%ほど再び下がったことを先月の広報で知りました。これは、配管の老朽化によるものが要因とも言われておりますが、この種の現状のものは、主に何年程度経過したものか。

また、耐用年数は、あとどれぐらいと想定されているのか伺います。

4として、今後、旧配管の交換の開始年度あるいは事業期間などは現在計画にあるのか。あるとすれば、現在されている配管の何%程度となるのか。

さらに、その事業費は、いくらぐらいと想定されているのか。

さらに加えて、資金計画はどのようになっているのか。

以上の点について、お伺いいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、本町の水道事業について、4点の質問をいただきました。

水道は、町民生活や社会・経済活動に欠くことのできないライフラインでありますし、常に安定した給水を確保することが水道事業の責務と考えております。

1点目の「大谷水源の湧水経路と将来にわたる安定供給」についてお答えいたします。

大谷水源の水は、水源地の上流にある道有林内に降った雨や雪が、オロムシ川を形成し砂防ダム下流の石灰岩地帯で伏流し、地下に浸透した水脈を^{こかつ}通って水源地に湧き出ているものであり、水源地の上流1km程度が伏流している状況であります。昭和49年の取水以降、オロムシ川の湧水は経年的に潤渇することなく30数年間にわたり良質な水資源を供給してきており、冬期間でも絶え間なくオーバーフロー現象が続き、整備された配水池のゲーター等からも、限りある水利権の水量を最大限利用しているところです。

しかしながら、近年各地で発生する地震等による異常事態を想定した場合、今後において、施設の耐震化等の実態を把握し、代替水源の確保など検討しなければならない状況に

あると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の「大谷水源以外の水源について将来水量、水質に問題はないのか。

また、維持管理等から将来1カ所に水源をまとめる考え」についてお答えさせていただきます。

本町水道の水源は、オロムシ川沿いの湧水を水源とする大谷のほか、常呂川沿いの若富、清住の浅井戸2カ所、開盛、弥生、駒里の深井戸3カ所の計6カ所から取水しておりますが、本年度第1回の定例町議会で予算付けをいただきました豊坂水系は、水質の関係から開盛水系からの供給を行うため、代替水源施設整備事業を実施しているところでございます。

なお、他の水系につきましては、安定した井戸水の供給を行っているところであります。

また、将来の維持管理の観点から1カ所にまとめる考えにつきましては、大谷水系の取水能力及びその他井戸の取水能力等を考えた場合、豊坂水系と開盛水系を1つの水系とした5水系での給水を維持することを考えております。

なお、将来の管理として異常事態を想定した場合、水系間を連絡管で接続することが望ましいと考えておりますので、現在は大谷水系、柏丘水系、駒里水系、弥生水系を連絡管で接続しておりますが、開盛水系につきましては、単独の水系となっているため、今後に向けて各水系を連絡管で接続することが将来の課題と考えております。

次に3点目の「有収率が下がっている状況及び老朽管の経過年数と耐用年数」についてお答えさせていただきます。

本町水道の有収率は、平成19年度に実施した漏水探索業務による修繕対応により、平成20年度の有収率が83.22%と全道平均の87.8%に近い数値まで向上いたしましたが、平成21年度の有収率においては、74.3%の数値になりました。これは、有収率の向上で配水管内の圧力が上がることにより、老朽等により継手部等から染み出ている漏水量が徐々に増えてくるものと思われま。

現在の配水管は昭和42年度以降に布設したもので、古い管では42年が経過しており、法で定める耐用年数では、配水管40年となっているため、少なくとも経過年数50年までには配水管の更新を予定し、漏水対策と平行した対応を予定し、有収率の向上に努めていく考えでおります。

次に、4点目の「旧配水管の更新計画の考え」についてお答えいたします。

本町の水道事業は、昭和30年1月に若富町を水源とする市街地の簡易水道事業の供用を開始し、昭和50年2月に大谷を水源とする大谷水系の供給を開始いたしました。その後、営農用水事業等により現在の6つの水系が整備されました。

本町水道管の総延長は約167.4kmで平成22年度現在、耐用年数40年を経過した管延長は、7.9kmで総延長の約4.7%にあたります。

なお、この老朽管更新事業は、資金計画などから耐用年数経過管路延長、29.4km約17.6%となる平成25年度程度から事業着手する計画であり、毎年2,000万円程度の事業費で整備し、全体事業費で概ね14億円程度を想定しておりますが、老朽管の対象は年々増えていくものであり、今後継続的な老朽管の更新事業を続けていかなければならないと考えています。

こうした膨大な経費の財源につきましては、国の補助事業を活用し、補助対象にならな

い管路につきましては、企業債の借入を予定しています。

また、今後、国の補助事業を活用や有利な起債等の充当を各機関に要請することとし、議員の皆様と十分協議させていただき、町民の皆様は安心・安全・美味しい水の供給に積極的に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○1番（佐藤静基君） 概ね答えていただきましたが、少しそれを含めて考え方を広げていただきたいと思ひまして、改めて質問いたします。

この1番の件であります、ご承知のように、この地域は地震や水害など、昔から自然災害の少ない地域と言われておりましたが、一昨年暮れから昨年の3月にかけて当町を含む北見地区を震源に2.9から3程度の地震が発生いたしました。幸い震源地は深く大事には至りませんでした、その後も人体に感じない余震が800回から1,000回とも測定されているようでございます。

なお、今回と言いますか、この地震については、一般的には終息したという報告があります。その後、北大の地震研究班が温根湯大和地区それともう1カ所は不明なのですが、その地域の2カ所に、はじめて地震計が設置されたようであります。常に札幌の施設で内容が見れるという仕組みの機械であります、常時観察していくという内容であります。この地震発生後、北見市では温根湯温泉の原水、温水の原水に異変が出なかったのか調査に入り確認をしております。このように不測の事態が発生した場合、水源や水質のごくわずかな変化を見落としてはならないものと私は思ひます。当町のようにすべてが湧水や井戸水を使用し、川の水と違ひまして、水源が見えない状況の場合、大谷を含む各地の水源調査、安全の確認は、どのように行うことになっているのか現状をお伺ひしたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹村治実君） 現在、水道事業での地震等の対応について、ご質問いただきましたが、現在のところ具体的な対応は行っておりませんが、現在のところは、施設の管理に最善の注意を払い維持管理を行っているところでございます。本町の場合につきましては、集中監視システムにより、24時間の監視体制をとっております。何か異常がありますと職員の携帯にメールで送信されるようになっておりますので、その辺につきましても本町の対応であると考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○1番（佐藤静基君） 水質などについては、現在具体的にそのようなものはないということですが、施設の管理を重点に行い、集中管理システムで職員が常に管理できる。この集中管理システムは、水量あるいは水質まで、その変化や異変が分かるような仕組みなのかお伺ひいたします。

○議長（橋本憲治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹村治実君） 今の本町でもっています集中監視システムにつきましては、水量それから塩素、濁度も含めた水質でございますが、それについても監視しています。例えば、異常の集中豪雨等により、原水が濁った場合について、その濁度が多くなりますと警報があり、それが職員のメール等に配信されるようになっております。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○1番（佐藤静基君） 次に、不測の事態が発生した時の代替水源の対応についてであります。今の答弁の中で非常に原水は安定的に出ている。これは、なかなか将来の憶測や予測が非常にやはり絶対ということはなかなか表現できない。過去の39年間の中では、問題なく出ているということ推計して安定している。そのような表現だと思いますが、その状況でそれを予測し備えるというのは非常にやはり限度がありますので、最低限の備えは必要である。その点から伺いますが、例えば、水源が見える常呂川の水を使用することは、現在の施設として、可能な状況なのか。これは、なかなか難しいのですが、後段で各井戸水の水系は、連結しているとか、単独であるなど、なかなか難しい訳ですが、その辺も含めまして、もし、万が一、大谷水源に異常をきたした場合、常呂川を使うことができるのか。また、そのためには、今の施設で使用が可能な状況にあるのか。その辺についてお伺いいたします。

○議長（橋本憲治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹村治実君） ただいま、大谷の水源が異常な事態、不測の事態で使用ができなくなった場合の常呂川の水の使用についてでございますが、オロムシ川と常呂川を比較した場合、常呂川の水質が悪いために、現在の大谷浄水場の設備では不足が生じます。また、常呂川から水を引くとすると新たな導水管で圧送する必要が出てくると考えております。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○1番（佐藤静基君） 専門用語なのか、よく分かりませんでした。現在、常呂川の一番近くと言いましたら西富の昔、豚屋さんがいたところに掘った井戸のことが一番常呂川に近いと思ひ、そのところを想定しながら今聞いていたのですが、あの水を使う場合、要するになかなか急には使えないとお答えをされたのですか。

○議長（橋本憲治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹村治実君） 失礼しました。西富の現在、休止を行っている西富水源につきましては、亜硝酸が出ておりますので、今現在は休止をしている状況でございます。もし、あれを使用する場合は、その設備等が必要になってきます。それと西富の今の井戸につきましては、井戸水でございますので、取水能力的にも大谷と一緒に取水能力、配水能力があるかどうか疑問のところがございます。大谷の水源の替わりに今使われていない、休止を行っている西富水源を使えるかは、これから調査するのとそれを使用することになると新たな設備を設けなければならないということをご理解お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○1番（佐藤静基君） 水は見える水が一番確実な水源として、一番安定していると思ひますので、常呂川の水を引く場合になったというか、限りなくゼロに近く大谷のは大丈夫と理解していますが、約70%を補っているのですからおかしくなった場合に、やはり大きな水でなければ、井戸を掘ったぐらいでは、ほとんど隣近所その辺行ったらなくなる状況ですから、常呂川の水を使う可能性はどうかということなのです。

○議長（橋本憲治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹村治実君） 現在の大谷の水源の代替に常呂川から引くとなると新たに設備を設けなければなりません。それについては、今現在は井戸でございしますが、常呂川から引くとなるとまずは水利権の獲得の問題。それから、水を導くための施設を新たに設ける形になると思います。それについては、西富に作ろうとこれから大谷の下に作ると仮定してもそれは同じだと思います。同じように施設の整備が出てくると考えております。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○1番（佐藤静基君） そこで、もし何らかの事情で水源に異変ができた場合、水源もそうですし、どこかで水道管が破裂して、大規模な事故になった場合、水源や近隣の町村の水源を利用させてもらうことを緊急の供給支援として、どのような方法があるのか、パイプで引っ張るのかタンクで運ぶのか分かりませんが、その緊急時の広域化の体制は、災害発生時に即対応できる仕組みになっているのかお伺いいたします。

○議長（橋本憲治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹村治実君） もし、災害が起きた場合についての対応でございしますが、現在、日本水道組合が支援となり、災害対策の市町村が加盟し、契約を結んでおります。北見市の災害の時にも、その支援体制で援助を行ってございしますが、訓子府町につきましても、それに加盟して行っております。災害等が起きた場合につきましては、まずは、そこへ連絡することによりまして、緊急の場合につきましては、支援をいただく形になると思います。

失礼しました。日本水道組合ではなく、日本水道協会の誤りです。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 佐藤議員の最初からの質問につきましては、極めて本質的な質問と理解しております。上下水道課長から、その場の対応についてのお話をさせていただきましたが、例えば、緊急的に災害が起きた時には、一例であります、ポケットパークの地下に500tの水が絶えず蓄水と言いましょうか、蓄えてございします。平均的に全町民の安全は、1週間は確保できると考えております。それから、近隣町村、今、水道協会の話ももちろん出ましたので、これは全道的と言いますか、道東地区の自治体がお互い連携する。北見市の断水事故の時には、私どもの職員の時間外程度の負担はいただきましたが、例えば12tの給水車で北見市に水を運んだことはご存じだと思いますが、そのような連携を特に私は小谷市長と井上町長には、先般の断水の経験を踏まえて、日本水道協会の提携はもちろんです、少なからず、1市2町の近隣町村は、即座に対応できるような危機管理をしましよと働きかけをしておりますので、ここの部分は私はある意味では、心配していない。

しかし、佐藤議員もご指摘のとおり、もし、マグニチュード6以上の地震で、小学校の耐震等は、万全を期して体育館等も今年で終わりますが、例えば、水道施設に起きた場合については、どうするのかということは、私どもの町も北見市も同じであります。すなわち基本的に給水のする場所が北見市でございましたら、常呂川、ある意味では1本だけです。先般のそのような事故は、結局1カ所しかない給水の川に頼っていることの問題点が蓄水のタンクとして、北見市は2つ用意したのであります。本町の場合、大谷の水源がもしだめだと仮説するならば、先ほど言いましたように、ほかの水源の5カ所から連絡管をつないでいますので何とか一時的な対応をせざるを得ない。それがもしだめであればとい

うよりは、それが根本的な解決には、私はならないと思っています。これは改めて水道施設の耐震化の工事あるいは耐震化に向けての水源の確保を改めて検討しなければならないというのが、うちの町で緊急のある意味、急がなければならない課題だと認識しています。おそらく大丈夫ということですとずっときておりますが、しかし、議員ご指摘のとおりそのようなことであれば、本質的な抜本的な対応策を今後考えていかなければならない。一例として、例えば、常呂川から引っ張ることを今出されましたが、1つは、水利権の問題があります。限度まで使っている水利権をさらに増やしてもらうことが可能かどうかということもこれは国の開発庁も含め、認可の問題も出てくるでしょうし、それから、既存の設備で言いますと課長が申し上げたとおり、常呂川から導水していく設備にはなっておりませんので、これら検討課題を含め、私たちは、将来にわたって安心、安全の水の供給、すなわち仮説として、大谷水源が非常に難しい状況になった時に備えての水道整備については、私どもの課題として、行政のみならず訓子府町全体の課題として、今後も対応していかなければならないのが、現時点での答弁として、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○1番（佐藤静基君） 今の町長の答弁の中で数字的に補足でお願いしたいのですが、ポケットパークの500tは、1週間ほど対応できるとの想定なのですが、これは生活水だけのことですか。それとも営農用水含めての意味での解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 間違っていましたら、上下水道課長に訂正してもらいますが、私の認識では、生活水です。酪農用やそれらの産業等については、他の支援を求めなければならない。あるいは、ほかの方法を考えなければならないということです。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○1番（佐藤静基君） 2点目の件ですが、詳しい情報を私は持っておりませんが、隣の置戸町では現在、3カ所の水源をいろいろな事情、状況になったのか分かりませんが、1カ所にするため、今調査を進めているということでございました。先ほど申し上げましたように、この町では、大谷水源地を除くほかの5カ所で、非常に大きな経費をかけております。数年前に清住地区の水質が悪かったのか量が足りなかったのか記憶にありませんが、相当巨額な金をかけ掘ったが、結局は良い結果が出なかった。今回、最終的に先ほど町長の答弁にもありましたが、1億3,000万円をかけて開盛水系を上にあげてまわすことになっている訳です。それとこのほかの5カ所の井戸は、どうしてもやはり水質が悪い関係で、ろ過装置の交換を数年ごとに行わなければならない訳で、非常に経費がかさみ、訓子府町の水道料金の高い1つの要因にもなっております。それで、先ほどの答弁の中にごございましたように、将来、水源の複合利用や1カ所に統合することは、いろいろな今、詳しい話を聞いていますと災害の場合、本当に1カ所で大丈夫かということもありますし、その辺は非常に論議を呼ぶところではありますが、統合して使うような方向は、検討されているとのことでありますので、地下水は非常にやはり判断が難しいと思いますが、絶えずコストなどの維持管理を考える時、常にやはり統合がいいのか複合利用がいいのか。そのことも1つの検討のテーマにして進めていただきたいと思います。

それから3番目になりますが、有収率の下がった件について、町長は今詳しく経過の説明がありましたので、よく理解できます。それで今回のメインとしては、漏水による老朽

管の交換。これは、やはりある程度計画的にやるべきではないかということが、私の今回の質問のメインでありますので、一問目で詳しく概ね理解はできましたが、有収率の件であります。当町では、どの程度の目標といたしますか、それは、限りなく高いのは当然理想的であります。例えば、老朽管を交換する場合、更新も含めて、この有収率の目安といたしますか、50%になっても頑張るのか。そこをどの基準で考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹村治実君） 有収率の下限の数値関係だと思っておりますが、下限の数値は、本町ではもっておりません。目標とする数値としては、先ほど町長からも説明をいたしました。全道平均が87.8%でございます。この数値に近づける努力をしたいと考えております。漏水箇所の修繕と老朽管の更新を並行して実施することにより、有収率の向上に努めていく考えでございます。

それともう1点、先ほどのポケットパークの500tで、1週間ぐらい利用可能と説明させていただきましたが、これにつきましては、あくまでも災害対応の時の1週間でご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○1番（佐藤静基君） 次に、最後の4点目になりますが、先ほどの答弁で28年度と記憶したのですが、聞き間違いでしょうか、28年度から約14億円かかると聞いたのですが、28年で間違いはないですか。違いますか。25年度からですか。すいません。今回の質問につきましては、不測の事態のことですので、具体的にどのようにするのか、私もなかなか質問がしづらいです。1つの考え方を伺った訳ですが、近年、平成19年の北見市の大雨により、常呂川への濁水流入による大規模な断水事故がありました。新しいところでは、今年2月には、網走市の水道管の破損により、市の70%が20時間ほど断水が発生するなど、先ほどから町長が心配しておられますように不測の事態は地震も含めて、他の町村ごとではないととらえているとのことでもありますので、その辺のことを常に踏まえておいていただきたい。それから、資金計画であります。25年からおおよその数字で14億円は、現在、水道の負債も約9億円近くございます。しかも企業債で、非常に長期にわたることから、この種の事業、いわゆる配管の入れ換えですが、これについては、補助としてどのようなものがあり、借りるお金としては、どのようなものがあるのか。私が心配するのは、当町の20年後の平成42年、推計人口は3,800人です。訓子府は、かなり精度が高くなると思っています。平成22年度の推計が15人しかくるとおりませんから、これは非常に正確で進んでいくと思います。それから高齢化率が44%との数字が出ております。当然、町の体力といたしますか、生産力が相当低下する。高齢者が多いからと一概には言えませんが、低下すると想定しなければならないと思っています。そこで、現状として、今、職員をあげて財政健全化に取り組んでいる中、非常に厳しい中ではありますが、今なら何とか頑張れば多少の余力ができるのではないかと思います。計画を組めばです。今から将来への負担増の軽減も考え、わずかでもそのための準備金も必要と私は考える訳です。例えば、一家の中で大事なことをやる時には、相当、例えば、住宅などをやる場合は、一生に一度か二度しかありませんから、相当やはり資金を準

備し、生活が行き詰まらないような準備をするのが常識であります。それを考えますとこの水道事業は、金額が大きいだけに、積立金だけとはなりません、将来を考えた時、やはり基金の積立もどこかで考えなければいけないのではないかと思います、この辺については、いかがなものでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、私どもの水道の現状を踏まえて、将来的な孫、子の時代に課題を残す。これを今の時代にやる必要があるのではないのかとのご指摘がございました。実は、その14億円という数字は、とてつもない数字でございます。これは一昨年、平成20年に借換債をおこす。すなわち7%以上の高利の起債を借り換えをし、低利のものにしていく。あるいは一括返済をしていくような中で、私たちは水道料の値上げを町民の皆様提案し、議会でもご承認をいただきました。おかげさまで平成21年の段階で、水道会計ベースで見ると純利益が21年度でおよそ1,943万9,000円ほど出てございますから、このことがイコール値上げによって、うんぬんということにはまだありませんが、しかし、その際に水道料の値上げと将来的な課題として、老朽した管の布設を新たにやっていく計画も求められました。それが平成25年から毎年2,000万円ずつ投資し、14億円で進めていく計画を出し、そしてまた、審議会の答申をいただいたところでございます。ただ、これは大枠の金額でございまして、非常にまだまだ詰めなければならないことがたくさんございます。ご存じとは思いますが、今年の開盛水源から豊坂水系にポンプアップし、自然流下させていく工事で、先ほどありましたように1億3,000万円。基本的には、水道の補助事業は3分の1です。特に、修理あるいは入れ替えをすることについての起債は、原則的に認められていないのが今の現状ですので、私は先般の民主党の政策懇談会で、国会議員と道議会議員に対して適債事業、すなわち起債を認めよという中に、例えば今、水道事業会計をもっていますが、簡易水道であれば過疎債等が適用になるのですが、私どもの今の状況は人口5,000人以上ですから、水道会計としては、企業会計になっているのは、ご存じのとおりですが、それらが適債事業にならないこともありますので、補助の低さと起債対象にならなければ、非常にこれらを円滑に進めていくことが、財政的にも厳しいのは、ご指摘のとおりでありますので、今、私はできるだけ、農業基盤にあわせて適債工種の拡大を国に要請を始めたところでございますので、何とか25年の実際の初年度と今考えておりますが、それまでに資金計画とこれも1つの課題でございますが、かつての水道職員の方々は、職人的な方々が大変多くいました。良い意味でもいろんな意味でもです。100%管網図ができていません。どこに水道管が通っているのか分からないところも結構あります。それらも含め、水道全体を把握する。併せて管の布設入れ替えも含めたかなりの綿密な計画策定と資金計画そして着実な実行をここ数年の間にしていかなければならないのが、隠し看板のない今の現状でございます。ある意味では、建設課長が水道課長を兼務していたのを解きまして、水道課長の専任を今年からご理解をいただいて実施した状況でございますので、これから本当に私どもの町にとつては、水道事業は大きな課題と認識しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○1番（佐藤静基君） この質問の項目が事業として具体的ではないので、答弁にもご苦労されたと思いますが、いずれにいたしましても町民の命の水としての水道事業でありま

すから何かが起こってからの対応では、本当は遅い訳です。常にその危機感をもった水道運営も私は必要ではないかと思っておりますので、改めて、その認識を持ちながら、事業を推進していただきたいと思っております。

質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 1番、佐藤静基君の質問が終わりました。

ここで、午後2時まで休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時00分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次に、4番、川村進君の発言を許します。

4番、川村進君。

○4番（川村 進君） 4番、川村です。それでは、一般質問を通告書に従いさせていただきます。

今回、私は2つの関連する高齢者の就労機会の確保についてお尋ねします。

これは「財政健全化戦略プラン」によって、高齢者勤労の機会が失われてはいないかどうか関連したものを2つ質問をさせていただきます。

まず、最初に高齢者の就労機会の確保についてです。

高齢者勤労センターの運営の仕組みはどうなっているのかお伺いします。

2つ目、勤労センターへの補助金の打ち切りがありました。

これは、道が30万円、町が30万円の補助金が切られたのですが、その理由は何か。

この2つをまず最初にお伺いいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 高齢者の就労機会の確保について、2点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の高齢者勤労センターの運営の仕組みについてのお尋ねでございます。訓子府町高齢者勤労センターは、高齢者の蓄積された経験、技術、能力を活かし、自らの生きがいのより一層の充実と社会参加を希望する方々の就労機会の増大を図るとともに、社会福祉の増進、活力ある地域社会づくりを目的に平成7年に設立され、現在、41名の方が登録されているところでございます。

センターの運営の仕組みであります。会員は訓子府町に居住する概ね60歳以上の健康で働く意欲のある方で、センターの目的に賛同された方で構成されているところでございます。

また、理事会を設置し、定期的に運営内容などの協議を行っているところでございます。会員が作業に従事した場合の配分金は作業内容により異なりますが、配分金の10%を事務費として、その運営に充てているところでございます。

次に、2点目のセンターに対する補助金の打ち切りの理由についてのお尋ねですが、センターに対する補助金は、北海道が定めた高齢者事業団訪問開拓員活動費補助金に町が上乘せする形で補助しておりましたが、北海道は高齢者事業団の自立化を図り、安定的な事

業運営を進めることを趣旨として、平成16年度に補助期間を設定し、平成20年度をもって補助を廃止されたところでございます。本町におきましても、このことを受けて補助金のあり方を検討いたしました。補助がなくても事業運営に支障がないと判断したことから、町の上乗せ補助につきましても廃止をしたものであります。

以上、お答えを申し上げましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 川村進君。

○4番（川村 進君） 今、町長が平成7年に、活力ある地域社会づくりを目的として、考えておつくりになったと言いますが、このセンターが今担っている役割は、これは非常に大きいものがあるのです。会員の41名は、これに参加することで、福祉事業の中にある、昔風に言う、ぼけ防止、今、認知症と言われていています。それから徘徊、ひきこもりの方が非常に少ないのは、このセンターがあるからです。ここで働きたい方は、無趣味で働くことが生きがいである方たちが参加し、これは非常に大きな役割を持ったセンターなのです。いろいろお話を聞きまして、今回、私がなぜこの質問をしたかと言うと2人の方から、就労機会が役場に切られ、作業量が減り、それにより、出勤日数が非常に減って、楽しみにしているお金が入ってこないというのが1つです。

それとやはり、これにより不平、不満が出ていると言われているのです。それは、町がどのような作業を切ったのか。これをどのように認識して切られたのか。これが問題なのです。高齢者の方が、ここに出てくるのは、とにかく健康管理で、これに一番気を付けています。健康管理をしっかりとやらなければ、長時間である、6時間から7時間にも及ぶ作業にまた参加できないと言っているのです。これを切られて、日数が減ることは、金の問題よりも健康管理などに影響するのではないかと言われたので、私は取り上げてみました。私はそのとおりだと思っております。行政側に金がないから切ったのか。それともどのような考え方でいるか。認識をもう一度お尋ねします。町長いかがですか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） 高齢者勤労センターの業務量が減っているというご質問かと思いますが、過去10年間の数字を見てみたのですが、確かに受注件数は非常に減ってきています。10年前から比較しますと町から委託する部分が減っているようなお話もありましたが、ここ近年減っているのは事実でございますが、総体で見れば10年前と比較した時、かなり増えた状態になっています。勤労センターの業務量は、受託の収入金が減っておりますので、業務量が減っているようには見えますが、トータルで見まして行政が委託を減らしたというよりも、民間からの受注も含め、トータルで減っているご理解をいただければと思います。川村議員が言われますように高齢者の健康管理などのこともセンターの役割としてであると認識しております。センターの業務量は、トータルで受託事業が減っているとご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 川村進君。

○4番（川村 進君） このセンターだけでなく、雇用が打ち切られることは、非常に問題があるのですよ。まず、この10%の配分金は、はっきり言って、差し引きするという言い方をしているのが、行政としては、ここで働いている方にそのような仕組みではなく、もっと良い方法を考えるのが行政ではないかと思っております。これを頭はねと言われるのです。そのやり方と言いますのは、派遣は、どのような仕組みであるかと言うと1つの会

社が人間をありとあらゆるところに働きに出し、その稼いでいただいたお金を頭はねする仕組みが派遣なのです。高齢者勤労者センターもそのような仕組みであり、これは致し方がないという気はします。しかし、目的やいろいろなものを考えた時に、どのような仕組みで作られて、どのようになったかを考えた時に行政がきちっとした仕組みを作り、会社組織または、公社組織にするか。そして、今、2名が事務の担当として、女性職員と所長がいます。その方たちの給料ぐらいは、行政が面倒を見ても私は良いと思っております。なぜなら、ここのセンターがどれだけ値のあるセンターであるかは、町民の方がみんな言っています。私も入りたい私も入りたい。そして、いったん農業をお辞めになった方もみんな身を寄せます。そして、新しい仕事を見つけるまで、このセンターに身を寄せています。私の知っている方だけでも何人もいます。そのような仕組みから、今回、補助金の打ち切りはしてもらっては困るのです。道が切ったら、その切られた30万円を町が上乗せし、従来と同じ60万円を補助金として出し、頭はねをしなくてもいい仕組みを考えるのが、私は行政であると思います。それでこれは、やった、やらん、これからどうするかは、来年度になると思いますが、この時にセンターで働いている方が、行政は何で仕事を減らすのかと思っています。そして、その仕事は民間企業にいったのかどうかなのです。民間を圧迫するような仕組みは、また困ると思いますが、このセンターの役割は、本当に私は大きいと思います。剪定などいろいろあり、それは民間とセンターとで価格の差があるなど、いろいろあると思いますが、私はセンターへの補助金を切ったのは、行政が冷たすぎると 생각합니다。本年度まだ間に合うと思います。60万円の補助金を出してあげてほしいと思います。この仕組みで30万円、30万円を切ることは、このセンターにとって、どのような打撃があるかをお考えいただきたい。そして今回、まだ6月ですから、7月に間に合うように何かの金を用意し、60万円の補助金を出してもらわないと困ると思っています。どうですか町長。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま、何点かご質問をいただきましたが、まず、頭はねというような言われ方をされましたが、これは、働いていただく方に配分金として、例えば、大工仕事なら時給1,000円という決まりがあります。それに事務手数料として、100円を上乗せして、受注した方からこの場合は1,100円をいただき、働いていただいた方に、1,000円をお支払いする仕組みです。決して、頭はねとかその問題ではございません。

それから補助金の打ち切りの話がございましたが、例えば20年度まで60万円の補助金でございましたが、例えば平成21年度の決算を見ますと収入が2,870万円ほどございます。支出のほうが2,150万円ほどで、差額が710万円ほどございまして、これが翌年度への繰越金として、決算をされております。その中でセンターの運営自体の収支状況を見ますとその60万円の補助金が本当にセンターにとって必要な金額であるのかどうかを考えれば、運営そのものにその補助金が入らないことによって、支障が出ることは、考えにくいとそのように考えております。

○議長（橋本憲治君） 川村進君。

○4番（川村 進君） 今の710万の余剰金が積み立てになっているという件ですが、710万円に60万円入れ770万円として、そのセンターで作業をしている方に時

給10円でも20円でも上げることを考えてもいいと思います。今度は、作業量が減った分の穴埋めにするためにも、上げることがいいと思います。私が、福祉保健課長の席に座っていたら、私はきちんとやるよ。へ理屈は言わない。いいですか。センターで働く人は、この暑い中、一生懸命頑張っているのです。行政の職員は、どれだけの給料もらっているのですか。決算で710万円。資金に300万円から400万円は常に必要です。集金するのが遅くなったり、入金が遅くなったり、いろいろする。ガソリン代、電気代を払わなければならない。運営に使う710万円は、それでも足りないかもしれない。私が言うのは基本的にこの方たちがきちんと設立当時から何ら変化なく、行政が仕事量を減らさないことをなぜできなかったのか。私が町職員だったらきちんとやる。

次の財政健全化戦略プラン等の影響について、質問をかえます。

財政健全化戦略プランの中に、今回関連して、地域活性化各種の臨時交付金が入っています。今度、きめこまかな臨時交付金で9,129万2,000円がまた入ってきています。この財政健全化の中でいろいろ言われていますが、町内の雇用が、このプランの中で行政として、出してくれているものが入っておりません。なぜですか。

2つ目、敬老祝金の廃止について、これは僕は必要だと思っていますが、どうして廃止されたのか。他の町村が廃止したから廃止したのですか。77歳、88歳、99歳のこの3つの節目に敬老祝金を出している町村もあります。町長は、他町村と比べられることは嫌だと思っていますが、とにかく本町は、今年度、9月の敬老祝金の実施をお願いしたいのです。この2つについてお聞きします。

○議長（橋本憲治君） もう前段は終わりましたので、この質問に限ってだけ、答弁願います。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、川村議員から財政健全化戦略プラン等の影響について、2点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の財政健全化戦略プランによる町内の雇用の影響についてでございますが、プランの中では、町単独事業等の見直しや施設の維持管理等経費等の圧縮などを行うこととしておりますが、その際、直接雇用している者や委託先で働いている町内の方たちの雇用についても配慮するなど、町民生活に大きな影響を与えることのないよう、プランを推進しておりますので、この点については、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の敬老祝金の廃止理由についてのお尋ねでございますが、平成16年度まで、敬老祝金贈呈要綱に基づき、数え年75歳以上の方に敬老祝金を贈呈しておりましたが、第3次行政改革大綱に基づき、役場内に設置しておりました行政改革推進本部において、敬老祝金も含めた補助奨励費や扶助費のあり方などを検討し、議会や町民の皆様のご理解をいただきながら、平成16年度で廃止をしたものでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 川村進君。

○4番（川村 進君） それでは、財政健全化戦略プランと雇用の創出のことで、きめこまかなとか、ものすごくいいことを言っているのです。各種臨時交付金の活用事業の中に、小学校トイレ改修、学校給食センター耐震事業などいろいろありますが、老人の福祉は入りませんか。今、町長は、福祉と教育については、どれだけ町の財政が圧迫され、ひ

っ迫していても手を抜かないと言われました。老人福祉は、福祉事業から外れるものですかどうですか。お尋ねします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 平成20年度の年度途中から21年度にかけて、およそ6億円に及ぶきめこまかなという景気浮揚対策の交付金が本町並びに近隣、全国の市町村に国の政策として、交付されたのが、議員もご存じのとおりでございます。22年度についても繰越明許費で、先ほど39ページの報告第4号の議案で、企画財政課長から21年度事業を22年度に繰り越した部分についてのご説明をさせていただきました。その多くは、何度も議会でご理解をいただいていますように、本来、町がこの5年間にやらなければならないことの前倒しを先にさせていただきたい。それから働く場所のみならず、公共事業の機会を何としても維持したいということもございまして、学校の耐震化や住宅の手直し等々を含めた予算にほぼ投入し、現状に至っておりますし、今年度についても22年度に繰り越し、回したものについても3億8,873万5,000円の金額が22年度で提案させていただいているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 川村進君。

○4番（川村 進君） 私が聞いているのは、いろいろ事業をやっていただくのは結構なのです。それで、ややもすると公共事業というものは、町が発注するからそのようなものであるとしか聞こえません。本来、公共工事というものは、私たちが今まで学んできたことは、交付金と同じです。第一に町民が文化的な生活を送る。健康な生活を送るために交付されるものが交付金です。それが何かの事業に使う、例えば、水道や学校耐震をやる。これは確かに、それは文化的でいろいろあるかもしれません。

しかし、私がお尋ねしている事業の中に、老人福祉の項目が1つも入っておりません。それが不思議でなりません。

しかし、それは、町長がやられることですから、お願いしてもやってくれることはないと思いますし、ここで、敬老祝金の前に財政健全化戦略プランで経費節減などをやっている。そこで今回、1つだけ不思議なところがあったのでお尋ねします。これは、特別養護老人ホームで、賄いを外注に出しました。それにより、いったん全職員の8名を_____しています。それで、再雇用という形で今度は労賃を下げています。今、買い手市場であり、労働力の買い手市場とは、雇い入れる側が好きな条件を出せる訳です。その時、労賃が相当下がっても、働くところがないからと言って、働かなければならないと聞いたのです。そのことを調べて、どのような仕組みかと確認したら、下請に出した瞬間に300万円の余剰金が出て、特別養護老人ホームは軽減できた。その時から2年間経過しましたので、600万円です。600万円の軽減をしながら、169万8,000円が21年度の補助金の申請で、20年度が200万円の補助金を申請し、これは事業の3分の1を町が出してくれたと言っている。合計で369万円のお金を町が出し、私は300万円ずつ余剰金が出るとは思わないから、反対もしないでOKした。その600万円がどこに消えたのか。行政は何も調べないで、金だけ入れるのですか。高齢者のためのものを打ち切ったとは私は言いません。この施設の概要を手に入れました、ここにあります。特別養護老人ホームの財産11億円です。特別養護老人ホームから出していただいたものです。今後、町が支払っていくお金が5億8,000万円以上あるとここに書いてある。これは、施設の概要

として、特別養護老人ホームからいただいたものです。財政健全化戦略プランでいろいろなものを削るところは、どんどん削っていく。弱いところから、どんどんいじめられる。そして、町長の言う、法人化をしているから、町の監督する権利がない。法人化とは何ですかと言ったら、法人というのは、憲法の上で人間と一緒にということです。人間です。人間と同じことをやっていたらかなければならない。教育を受ける、納税の義務、労働をしていたらかなければならない。ここは、税金は免除して、金だけはどんどん入ってくる。そして、賄いを下請に出し、年300万円の軽減ができ、2年間で600万円です。このお金は、どこへ消えたのか。

○議長（橋本憲治君） 川村議員に注意申し上げます。財政健全化戦略プランと特養の補助金の問題は、通告外になっております。

○4番（川村 進君） いいえ違います。

○議長（橋本憲治君） その辺のところをわきまえて、質問をしてください。

○4番（川村 進君） ここでは、雇用がいったん切られているのです。_____があったのです。これは重大な問題なのです。再雇用があったから、軽く考えるかもしれませんが、15%以上給料が下がり雇用されているのです。そして300万円がそこでういたのです。年間300万円、2年で600万円です。この金がどこへ消えたのか。それも調べないでどんどん金を入れるのですか町長。お伺いします。教えてください。

○議長（橋本憲治君） 川村議員、財政健全化戦略プランの中には、この内容はないので、通告外になっておりますが、質問をするなら通告の中に入れてから質問をしてください。

○4番（川村 進君） _____があったのです。

○議長（橋本憲治君） _____であっても、この問題については、静寿園ですから、町議会として取り上げる問題と違っておりますので、その辺のところを調べて質問してください。

○4番（川村 進君） どこが違うのか説明してください。どこが違うのですか。

○議長（橋本憲治君） 通告外の発言になっておりますので、あくまでも通告に入れたことを一般質問では答えることになっておりますので、通告外は答えることになっておりません。

○4番（川村 進君） なぜですか。_____されたことは重要です。_____したことにより、金が浮いているのですから、これは必要です。

○議長（橋本憲治君） _____の問題ではありません。

○4番（川村 進君） お答えいただかなくてけっこうです。

それでは、最後の敬老祝金の廃止について、お伺いします。町長はどのようなお考えかは知らない。町長は、はっきり言って開拓農家の長男坊、6人兄弟の長男坊として、大変苦勞されたということを選挙の時に言われていたのを聞いています。開拓農家は、訓子府町にも多く残っています。この方たちがどれだけ大変な思いをして、訓子府町を残すために働いてきたのか。私は、今でも何人かとお話します。開拓農家で子ども5人、じいちゃん、ばあちゃん、父さんと私の9人で納豆2つに醤油を多く入れしょっぱくした。そして、子どもたちにやり、お父さんに納豆をあげる。それで私のどんぶりには、おねばしかない。そこにごはんを入れてさっと食べて、子どもを学校に送り出した。そのような方た

ちだけなのです。皆は、お金を持ち、子どもたちがしっかりしたら、他町村へ行く、都会へ行く。今、残っている方は、皆、昔の話をしたら、その話をします。現金が欲しくて町有林の下草刈、枝払いに何年も行った。吉井の沢へ北栄、高園、駒里の今いる方たちが何人も行った。それから美園を朝の3時に出て、6時までに商店に行って、お米を背負って帰り、その後すぐ作業をやっていた方たちが、皆、今、祝金をいただいていた88歳、99歳に近い方になっている。その方たちがご苦労にご苦労を重ねてくれたから、今の訓子府があるのです。それを簡単に、財政が苦しいのかやめた。これは私はいつも言います。きちんとした仕事をしない町職員が残した借金です。はっきり申し上げます。保育園の増築を平成6年の予算を参考にした。そして、弱い者にしわ寄せをする。これだけの借金でできたのは、私は言い切りますから、町職員がみんなつくった借金で、きちんとした仕事をしないからです。そして、77歳の方は、お孫さんが来てくれて楽しいが、役場から敬老祝金をもらったと見せられないことが悔しいという話をしていました。なぜ、こんな大切な金を簡単に切ったのかということです。いいですか町長、今、本町では、子どもたちが元気にとっているかもしれないが、お年寄りがどのような状態であるかよく把握していますか。訓子府町をつくり上げてくれた方たちなのです。その方の敬老祝金を僕は切ったとは思っていなかった。私のおばさんが88歳で敬老祝金をもらえたのが、もらえなくなったからと聞いたので、調べてみたら、何のことはなく切っただけです。財政健全化戦略プランは、弱い者いじめになっているものでは困るのです。町長どうですか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 最初の答弁でも申し上げましたとおり、平成16年度までは確かに75歳以上の方たちに5,000円。さらには100歳、99歳、88歳、77歳のそれぞれの節目の方に敬老祝金として、予算措置し、町長等が持って各対象者にお配りし、敬老を祝った歴史がございます。そのことは決して否定するものではなくて、私自身もその時代に福祉保健課長をやっておりましたから、その状況は認識しているつもりでございます。平成16年度に単なる財政だけではなくて、お金をお届けすることが本当に敬老に感謝することなのかとの疑問の声がありました。中には、お金をいらないという人も何人も出てきました。1年に一度のある種のばらまきのことよりも、高齢者福祉政策として、当時は、介護保険やあるいは今現実のものになってきている包括支援センター等々の高齢者福祉政策の充実を、もっとすべきでないのかとの意見もございまして、管内でも敬老祝金を今、支出しているのは、およそ半分です。あとの残り半分は、その前後に廃止したのが状況でございますから、その点は当時の町長、そして議員、議会が議論し、本町の福祉政策にとって、この敬老祝金は廃止賛成との形で現在に至っていることをご理解いただきたいと思います。川村議員が言われるように、改めて、今、敬老祝金を復活し、開拓やご苦労の謝意を敬老祝金をもって表すかどうかについては、現時点では、私は提案する考え方はございません。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 川村進君。

○4番（川村 進君） 敬老祝金を復活する考えはなくても、高齢者福祉に対し、今の包括センターでは、何をしていますか。目に見えますか。町長、私は71歳です。町長が言われる、本町の職員が、どれだけ町民のことを考えて、何をしていますか。はっきり

申し上げます。私は議会で補聴器の問題をお話したことがあります。私は町長とお話しました。難聴だから補聴器を町から半額の補助があるから申請に行きました。補聴器の申請に行ったら書類がないのです。これは事実です。町長は、それだけ言われるのだったら、どこで何をやっているか全部見てください。町長は、きれいなことを言って、町民に接しているかもしれない。しかし、その影、その裏ではどのようなことが起きているのか。よく考えてください。先ほど、議長から注意され、答弁をいただけませんでした。しかし、これも同じです。裏ではどのようなことが起きているのか。裏ではどういうことが起きているのか。よく検証してください。今日は消化不良で、カッカカッカ頭にきて、これ以上しゃべっていると具合が悪くなりそうです。血糖値も上がりますので、時間は余っています。悔しいですが、私の質問はこれで終わります。

○議長（橋本憲治君） 4番、川村進君の質問が終わりました。

ここで、暫時、3時まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時00分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次に、2番、河端芳恵君の発言を許します。

2番、河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 2番、河端です。少子化に伴う今後の教育行政の考え方について、教育長に伺います。

国や町の懸命な取り組みにもかかわらず少子化に歯止めがかかりません。本町では、今後もホクレンくみあい飼料工場の再編などによる人口の減少が懸念されています。町の第五次総合計画で掲げている年齢別の人口目標値で、特に大きな差がでているのは、0歳～14歳までの年少人口です。

1、少子化による今後の児童生徒数は、どのようになる見込みですか。それに伴う教育行政の見直しなどの考え方は。

2、今年度から居武士小学校は、全学年複式となりましたが、子どもにとってどのような影響がありますか。あるとすればその課題と対策は。

3、平成21年度から、新学習指導要領の先行実施がされていますが、学校裁量で教科の時間数が違うようですが、子どもに影響はありませんか。

例えば、小学5、6年生の英語では、平成21年度は、訓小10時間、居武士小20時間。22年度は、訓小15時間、居武士小30時間と時間数が異なっています。

4、道教委は、学力向上対策として土曜日の活用を検討したいとの考えのようですが、本町ではどのように考えておられますか。

以上、伺います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 少子化に伴う、今後の学校教育の考え方について、4点のお尋ねをいただきましたので、お答えをしたいと思います。

1点目の「少子化による今後の児童生徒数はどのようになる見込みですか。それに伴う

教育行政の見直しなどの考え方」について、お伺いをいただきました。

現在の小学校の児童数は294名で、5年後の27年度では約240名になる予定であります。

また、中学生では現在の生徒数が143名、27年度には約150名になるものと推定しております。今後も少子化の進展にあわせまして、学校運営全体の改善に努めてまいりたいと考えております。

2点目の「居武士小学校の全学年複式となりましたが、どのような影響がありますか。あるとすれば、その課題と対策」についてお尋ねをいただきましたので、お答えをしたいと思います。

基本的には1人の教師が2学年を教える訳でございますので、教師の指導技術、熱意が当然求められるものと考えております。今年度は臨時講師を町単独で配置しまして、教師の負担減やきめ細やかな授業を進めるための配慮を行っており、校長にも確認しましたが、非常に効果を上げていると聞いております。

3点目の「平成21年度から新学習指導要領の先行実施がされていますが、学校裁量で教科の時間数が違うようですが、子どもに影響はありますか」のお尋ねについてでございますが、議員のおっしゃるとおり平成23年度の本格実施までは、学校の裁量により一定の条件下で各教科の時間数を決められることになっています。児童の人間としての調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階や特性を充分考慮して、適切な教育課程を編成することとしております。学校によっては、確かに時間数が異なり、学習習得の機会等に多少の差がありますが、移行期間としてやむを得ない場面もあり、これも各校長等の確認事項でもございますが、現在も特段の影響は少ないものと考えているところでございます。

4点目の「道教委は学力向上対策として、土曜日の活用を検討したいとの考えのようですが、本町の考え方は」とのお尋ねについてでございます。休日である土日の活用は現行制度上できないこととなっており、まだ北海道教育委員会においても検討の段階ということでもありますので、道教委の動きを十分見守っていきたいと考えております。当面は新学習指導要領を確実に定着させていくことが、子どもたちの学力向上につながるものと考えているところでございます。

以上、4点についてお答えしましたので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 今、教育長からお答えがありましたが、ホクレンくみあい飼料工場は、当初こちら側に知らされていたより、かなりの人口減になるとの話をつい最近、聞いたものですから、それも含めて、もし、ご存じでしたら、その後どのようなになるか。

また、これから試験場などが独立行政法人で人口減になる要素はないのかお伺いいたします。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（上野敏夫君） ホクレン関係の部分での人口減のご質問でございますが、この部分については、この部分には入ってございません。あくまでも今現在の0歳から5歳児までの部分での推移したものでございます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） たまたま、ホクレンの方たちと話す機会があったものですから、当初見込んでいるより、かなりの人口流出もあるかと思ったものですから、今、あえて伺いました。

今年度は、訓子府高校が何年か続けて定員割れしております。今年の訓子府中学校が40人の卒業生で、そのうち訓子府高校に行かれた方は、13人との報告をいただいておりますが、これから、小学校、中学校、高校も含めた教育行政の見直しが必要だと思いますので、再度、これからの展望と見直しなどについて伺います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 非常に少子化がスピードアップしていると認識はもっておりまして、対策は折に触れて、こうしていかなければならないと考えております。

まず、1つは、少人数教育を何とか実現する道はないかとの検討は必要と思います。現在、これも法令、法律で定められておりまして、北海道教育委員会は、41人以上と要件を定めております。そこをなかなか変えられないこととし人事配置しても、単費で用意しなければならない。非常に課題が多い中で、なかなか急激には対策が講じられませんが、それでもやはり子どもたちが少なくなっている以上は、その少なくなった子どもたちにどのように教育を施していくかの対応をしなければならないと思いますので、その方向性は、確かなもので対応していきたいと思っております。例えば、今もやっておりますT・Tの配置や、あと、私が思うには、PTAの保護者の皆さん、それと先生の皆さんとこの少子化に対する取り組み方の共通認識を図ることです。それと教職員の適正な配置。この適正とは、道教委が言うように、子どもが減ったから単純に数字を減らすことを是とするのではなくて、やはり、少子化にあった教員の配置を強く求めていく。それと先生方の研修を重視していく。子どもさんが少なくなったら、それに対して行うことは、実は山ほどあるのではないかとの認識は持っております。

それともう1つは、学校施設、設備等の有効な活用を図っていくことを考えております。

ただ、今はまだお話したような具体のものは、なかなか町の段階では打ち出せないというジレンマもございますので、しっかり見極めながら、求めていくものは求め、自分たちができるものはしていくことで対応をしっかりとやってまいりたいと考えております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 私は3月の議会で少人数学級について、質問いたしました。その時は、たまたま訓小で今年の新1年生が40人であり、1学級編成だったものですから、特例として2学級にならないのかを質問いたしました。これから、ますます子どもの数が減り、5年後まで子どもの予測はつきますので、それで平成27年が出てきたとは思いますが、今、幼稚園児、来年就学される方も43人だったと思いますが、また同様な問題が3月に起きるのではないかと思います。そこで、再度、また40人になるなど、居武士地区に行かれる方と学区の区割りがわからないので、またその問題も起こりうると思ったものですから、例えばまた40人になった場合は、1学級にするのか。それとも何らか町で考えるのか。もう1度伺いたします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 確かにおっしゃられるとおり、推移としては、40人を前後するような形で進む、ある時からは、それを割ることも起きてくるかと思いますが、先ほ

ども言いましたように長いスパンで目指すことと短いスパンでやれることややろうとすることは大きく分けられると思います。長いほうはなかなか難しいです。政権が変わり、少人数学級の話が出たり、ちらちらしていますが、一方では国もお金がない中で、なかなか難しい面があります。道教委も非常に腰が重いです。40人の決まりを減らそうとする動きは、今のところ正直言ってありません。そうすると先生の数を何らかの方法で増やし、あたかも先生1人当りの子どもの担当数を減らして、クラスは場合によっては、1つなのですが、先生を2人置くことによって、あたかも2学級に近いと言いますか、疑似2学級と言いますか、そのようなことを目指す方策が今までもとられてきております。それらも含めて、どの方法がやはり一番現実的、効率的で、子どもさんたちのために、少しでもなるのかをこれからもやはり、ずっと研究を続けていかなければならない。今この場で、どのようにするかということの段階には至ってないと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番(河端芳恵君) 居武士小学校については、公開授業もありまして、何回かおじゃましました。居武士小学校は、小規模校で、教職員はもとより父母の方、保護者、全児童の名前、顔、性格もご存じで、小人数ならではのきめ細かな指導ができて、地域で子育てをしていることをつくづく感じました。

また、養蜂の体験など、さまざまな貴重な体験も授業の中に盛り込まれておりまして、うらやましい限りだと思います。ホームページなどもすごく充実しており、居武士小学校応援ブログなどもありまして、学校の様子が発信されていることをつくづく感じました。

居武士小学校も今年度から全学年複式になりました。先ほど、教育長も言われましたが、複式の良さ、また、短所の両面があると思いますが、居武士小学校でこれから子どもを増やす方向で、例えば、山村留学や通学区域の拡大、また、スクールバスの利用など、いろいろな方策で居武土地域に子どもを増やす考えはありませんか。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 居武士小学校は、今現在33名の子どもが元気にきめの細かい教育を受けていると僕は思っています。ただ、一方で子どもが少ないことによって、集団の学び、行事等々で若干つらい面もあると現状では認識しております。それで子どもが自然に増えればいいのですが、なかなかそのことも団地造成時の効果はありましたが、一時的な年齢の進行によりとどまった。今、例示された学区の問題等々、1つの手法ではあるかと思いますが、居武士小学校に通うために、それらの手法用いて、納得してくれる方がいいのかもしれませんが、逆転している感も無きにしもあらずですので、よくよく研究は必要だと思います。今のところは正直言いまして、今やっていることは、学校の先生を日出に住んでもらっています。今年来た中学校のある先生は、子どもさんが4人います。日出の空いている教員住宅に入っていた。小学生が2人いて、次に小学生になるお子さんが2人いる。なかなか苦しく、本人の了解もいただいているから、自然に行われていますが、今はそのようなことをいろいろやっております。ご指摘いただいた例示されたことにつきましても、鋭意、今後、勉強させてもらいたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 私が伺ったのは、今の居武土地域にお子さんを通わせている親の

中で、やはりいろいろな不安を抱えている方もいるとの声を聞きました。幼稚園、保育園は、市街にきて、小学校は、居武士、そしてまた中学校は市街にきます。やはり、地域でもいつまで居武士は存続してもらえるのか。町として、どのような基準をもち、考えているのか。いつ、どのように地域に話がくるのか。やはり、そのような不安を抱えている方もおります。町として、その辺をどのように考えているのか。また、地域の方にどのようにお話をしているのか伺います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 非常な大きな問題ですので、後ほど、町長からもお話いただけると思いながら、私のお話できる範囲でお話をしていきたいと思いますが、居武士小学校は、PTAと言わず後援会の組織でして、OBの方々は、もちろんですが、お嫁に來た方で、居武士小学校と直接本人が関わりのないお母さん、おばあちゃんなどの方も含めて、家ぐるみ、3地区ぐるみで学校を応援してくれています。本当に折に触れていろいろな支援をさせていただいており、そこに子どもたち、先生たちが参加し、ほかの学校ではありえないような、すばらしい面もあります。一方では、先ほど来、お話していますように、お子さんが減ってきており、集団的な学習、それと集団的な心の育みがやや心配ということで、特に、若い親御さんの中に、私の耳には、ポツン、ポツンぐらいですが、いつまで居武士小学校は、このように存続できるのか。場合によっては、訓子府小学校と一緒にすることも考えたらいいのではないかというような、ご心配をやっとと言うのか、ここにきて聞くことがあります。反対にまだまだ圧倒的な地域住民の方におかれては、自分の母校であり、地域のセンターでもある居武士小学校を何とか存続してほしいとの声が強いのも事実であります。行政としては、地域にこれほど根差した学校はありませんので、地域住民の皆さんのお声を大事にすることを一番大切なことと思っております。従って、よくよく見極め、そして、少人数教育の振興に力を尽くしてまいります。行政のほうから高飛車に居武士小学校の存続等のあり方等について、お話を住民の皆さんに申し上げる考えは、今のところ教育委員会としてはありません。多分、町でもご理解をいただけるのではないかと思います。また、何か補足がありましたら、町長からもお答えいただければと思いますが、私の段階では、今のような内容のお話を申し上げたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） まず、答弁の前に、冒頭の2つ質問の中にありましたホクレン飼料工場の関係と農業試験場の独立行政法人の話を少ししておきたいと思っております。

今年の春にホクレンの佐藤会長のところにお伺いし、そして、お話した段階では、まず、解雇等についてはない。しかし、そこにいる職員の方たちは、一定の年齢以上で地元に住みたいという人はそこに残す。それから若い人については、全道のホクレンの関係会社の中で異動を来年の春といいましょうか、随時していきたい。それから、関連して流通関係の下村運送がそこに加わっておりますので、下村運送についても拡充をしながら、極力、地元に影響のないようにということですが、全体としては、若い職員たちが釧路市や苫小牧市、士幌町に異動なるというのは、これは会社でございまして、その点で言うとまだはっきりとしたことは分かりませんが、いくぶんの影響が出てくるというのは、そのとおりでございます。

それから、農業試験場が4月から独立行政法人になりました。私の認識しているところ

では、職員で言いますと事務関係が2名減になったようでございますが、全体としては、そんなに減ってはいない。7月中旬に独立行政法人の北海道立総合研究機構の丹保理事長、元北大学長だった方と事務方の責任者が訓子府に来て、若干、町長と懇談する話があります。私は、後退させてはならないといつも言うておりますので、お会いした時には、改めて、それらの今後の見通しについても要望し、あるいはお話を聞きたいと思っておりますが、今すぐ学校関係には、どのように影響が出るのかは、把握できないということでもあります。

それから後段でご質問がありましたように、居武士小学校の統合、存続についてのご意見として、町長はどのように考えるかということではないかと思っております。これは、3つございまして、1つは、歴史性の問題です。明治30年に開拓の鍬が下ろされて、高知県人は、上常呂に教授場をいち早く開設し、そこに子どもたちを通学し、学校教育を大変重要視し、その後、居武士小学校に教育所ができた経緯をもっていますから、その点で言いますと本町の発祥地、教育のある意味で学校教育の発祥に近い状況を考えますとそれらを加味しなければいけないと思っております。

2点目に福祉関係です。これは、ご存じのとおり、今年、障がいを持った子どもが小学校1年生に入学いたしました。議会でもご承認いただいて、学校を改築し、その子が学校生活に支障のないように施設の改善等もさせていただきました。これは、とりもなおさず、先ほど、教育長も言いましたように居武士小学校だからきめ細かく、ある意味ではできる。訓子府小学校よりも、きめ細かな支援や対応ができることを考えていくとそこをなくすことについて、まだ、検討の余地があるというのが2点目です。

3点目は、地域性の問題であります。最初のことと関わりますが、私は行政が何らかの形で主導し、統合する現状ではまだ時期尚早ととらえざるを得ない。教育委員会の各小学校児童数の推移を見ても、平成27年度、これから5年後で、居武士小学校は27名となっております。私は大体、全国的に見て20名を切った段階で検討しなければならないと思っております。

さらに、もっと言いますならば、私も2名ほどから、そのような声を聞いておりますが、地域ぐるみで、あるいは子どもの教育に責任を持つ父母が、統合が望ましいと多数を占めた段階で、行政は積極的にやはり前に行かなざるを得ないと考えています。現時点では、野球少年団を訓子府小学校と一緒にしたり、いろいろな努力の中で、地域の学校として先生方も地域の人も頑張っておりますので、その点では、教育委員会を中心にしながら、今後の見通しをどうするのか。改めてまた、その時期が来た時には、ご相談に乗りながら、一定の方向を示していきたいと考えております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 今、教育長と町長のお話を伺いまして、やはり、地域の中でも疑心暗鬼になっており、どのようになるのか不安の声が聞かれますので、今、具体的な数字として20名。また、地域からの要望があるまで、こちらから声を出さないことを町の姿勢として、了解してよろしいですか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 具体的にお答えさせていただきます。置戸町の例を、私どもの教育委員会も知っていると思っておりますが、境野や秋田、それから勝山、その3つの統合話が

2、3年前から出ました。

しかし、勝山は学校を残して欲しい。山村留学もしているのだから、地域としては、学校を存続してほしいとの声がありまして、置戸町長は、勝山小学校を残すと決断しておりました。

しかし、現状では統合して欲しいと逆に地域から、そのような声が上がってきて、やはり統合することによって、教育的な効果を地域として、認めざるを得ない状況になりました。私はその点では、置戸町に学ぶ点として、やはり地域の声に依拠しながら、子どもたちの将来、教育にとって、本当に良い方向を地域と行政が一緒になって、選択するのが得策ではないかと考えておりますので、この点は理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） たまたま今朝の道新の中で、区域外の児童生徒も入学OKの少人数で特色ある教育をしている特認校の記事が掲載されていました。居武士小学校も先ほど言いましたが、ホームページやブログなどで発信され、かなりなホームページを見ている方もいらっしゃると思います。居武士は、たまたま北緯43度43分43秒で、たまたま語呂のいい数字で、また応援ブログなどもあつたりします。やはり、このような特色ある学校で学びませんかなどの呼びかけをする。例えば、花粉症やアレルギーに苦しむ方も見えていると思いますし、いろいろな方もいます。子どもにいろいろな体験をさせたいと思い居武士を選ばれる方もいると思ったものですから、先ほど越境入学や山村留学などの考えはないかとお伺いしました。再度、特認校や区域外に開放するような考えはないのかお伺いします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 正直言いまして、訓子府町教育委員会議で、その手の話を話題にしたことは、正直言ってまだありません。居武士小学校の性格を今、町長から詳しく述べられましたが、居武士小学校とは一体何だと考えた時、やはり地域に根差した地域のための小学校であり、今もそうですが、これからも残る限りにおいては、その方向性と私は思っております。外から子どもを呼ぶことは、何の目的かと考えた時に、いろいろな説があると思いますが、居武士小学校に限って、私は先ほど言ったような、過去、現在、未来にわたり、1つのコアになるものがあると思っております。それが町長の言われた歴史性であり、いろいろな表現をされたと思います。その点では、やがて入ってきたり、卒業されていく子もいて、多少変動はあると思いますが、地域のための居武士小学校である役割を果しきることが、あの学校の使命だと私なりには思っておりますので、その方向で、委員さんや町のご意見もいただきながらやっていきたい。ばく然とした表現ですが、今、考えております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） やはり、町の方針がなかなか見えてこなかったものですから、やはり、地域の方たちも不安を抱え、ああでもない、こうでもないと思っていたと思いますので、ここで改めて町の方針が示されたことで、地域の方も安心されると思います。

次に、学習指導要領の先行実施で、教科の時間が変わっていることを前に他の議員が一般質問の中で、英語の時間数について、触れられていましたが、総体的な学校の時間数、コマ数は同じだと思いますので、英語がある分、ほかのコマが減ることになると思

ますが、今、先行実施の中で、このような形が、本格的な実施になった場合、このまま変わらないのか。また、どうなりますか。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（上野敏夫君） 新学習指導要領の本格実施の件でございますが、基本的には今現在、移行期間で小学校では、算数が175時間、新しくなっても175時間でございます。理科につきましても、3年生が90時間、4年生が105時間、5、6年生も一緒でございます。これも新しくなっても同じ状況でございます。体育につきましては90時間が3、4年生では、105時間に増える部分でございますし、その分、外国語を今はやらなくても結構なのですが、35時間まで認められております。週1回の割合でございますが、これも23年度以降になりますと3、4、5、6の学年で70時間実施をすることになります。週2時間の実施となってございます。この増えた部分で、総合学習の時間が今、75時間から110時間になる部分がございますが、それぞれ3、4、5、6年生が70時間に減るということでございます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） すいません。よく分からなかったのですが、3、4、5、6年生が70時間に減るとのことですが、具体的にどの部分ですか。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（上野敏夫君） 要するに大体大まかに言いますと外国語活動、基本的には外国語をすることの指導があり、35時間設けた部分で総合的な学習時間が減ると受け止めていただければと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 3月でも質問しましたが、北海道の学力・体力テストは、それぞれ全国の最下位を争っている状態であり、先月の道議会の中で話されたのが、学力向上へ土曜日の活用であり、今、学校週5日制は、学校教育法施行規則で決まっておりますが、やはり、学力・体力の低下に伴い、それを解決するために東京都では既に指針が作成されているみたいですが、具体的に道から町に何か連絡なり、通達がありましたか。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 週休2日制は、法令で定まっています。土曜日、日曜日は休日なのです。学校の休日なのです。それで、体力・学力の低下と直接結びつくかどうかは、私も学者ではありませんから分かりませんが、この学習時間を増やすという点で、土曜日の活用がテーマとして、ちらちらと出てきております。ただ、現行では簡単にはできないのです。それで、特例と言いますか、休日の範囲を超えない程度の土曜日の活用として、まどろっこしい言い方なのですが、行事を充てたり、その空いた分の平日に授業をするなど、何か玉虫色な対応しか今のところ正直言って許されておられません。都教委は、あたかも何か土曜日に学校を開くかのように伝わっているのですが、実は、そうではなく、文科省がいいとは、今のところ言いません。その細工と言いますか、工夫をして、土曜日に行事をして、余裕ができたところで勉強に充てることであります。他の教育委員会も都教委もそれらの取り組みを勉強しながら、何らかの対応をしたいという段階でありまして、道教委では、まだ固まっておられませんので、当然、私ども地教委には、まだ何

ら下りてきているものではございません。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 訓子府は、教育の町としていますし、将来、訓子府で、子育てしたいとどなたも思ってもらえるような町にしていけたらいいと思います。それで、教育長、今までの中で、今後に向けて、教育の町、訓子府を目指す中で、今まで言い足りないことや思いというのが、もし、ありましたら、最後に一言お願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 思い足りないことはありませんが、あえてお話のチャンスをいただいたので、お話をさせていただきますが、教育はてらったものはいかがかと思っています。やはり、着実に目の前の課題へ向かっていくことが大事ではないかと思っています。その課題の先に子どもたちの笑顔やすすく育つ姿などを想定しながら、教育委員会はもちろんですが、町の支援をいただきながら、学校の先生方、保護者と一緒になり、その先のものに向かっていける仕組みづくりも含め、着実にすることと考えております。どこかで何をやったのか、あそこで何をやったのかは学びますが、それを即、状況の違う訓子府に持ち込んでくるのではなく、住民の皆さんの声をよくお聞きして、しっかりやっていかなければならないと今、質問をいただいて、改めて、思いを新たにしたところであります。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○2番（河端芳恵君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 2番、河端芳恵君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。ご苦勞様でした。

明日も引き続き一般質問を行います。

午前9時30分からです。

散会 午後 3時46分

※ 川村議員の一般質問における発言の_____は、不適切な発言と認められましたので、削除いたしました。